

第8期

日高市高齢者福祉計画

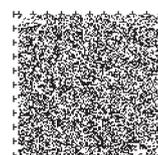
介護保険事業計画

【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】



令和3年3月
日高市

音声コード
Uni-Voice



はじめに



国の人口推計調査では、我が国の総人口（令和2年9月15日現在推計）は対前年比で29万人減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は30万人増加し、過去最高となっています。高齢化率も28.7%で過去最高となり、全国的に高齢化が進んでおりますが、本市の状況はより顕著となっています。令和3年2月時点の高齢化率は33.2%で、3人に1人が高齢者という状況で、介護認定者数も増加が続いていることから、高齢者を支援するための取組は一層重要となっています。

本市では、高齢者の皆様に「活躍の場」や「通いの場」を提供し、「生きがいづくり」を支援してまいりました。また、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「介護予防」及び「生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実を進めてまいりましたが、「団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年」や、「団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年」への取組が求められつつある現状を踏まえ、**「支え合い、生きがいを持ってともに健やかに暮らせるまち」**を基本理念とする**「第8期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」**を策定しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対策に終始する1年となりました。2度にわたる緊急事態宣言の発出等もあり、本市が提供する「介護予防教室」は中止・縮小を余儀なくされました。また、外出自粛により運動機会が減少し、高齢者の体力低下、いわゆる「フレイル」が心配です。第8期となる本計画でも、元気な方々が要支援や要介護の状態にならないよう健康づくりを支援してまいりますが、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図る等、実施方法を工夫してまいります。また、介護状態となった方々が自分らしく暮らせるよう、引き続き各種の介護サービスを適切に提供してまいります。

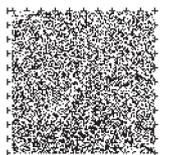
この他、介護現場での人材不足が問題となっていますので、県などと連携して人材確保に取り組むなど、高齢者の支援につながる様々な対策を積極的に進めてまいります。

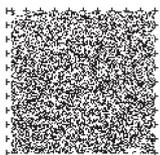
さて、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、教育機関、社会福祉施設や医療機関の方々と市が緊密に連携することが重要です。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、各種の調査にご協力くださった方々、市民コメントをお寄せくださった方々、さらには、審議を尽くされた策定委員会の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

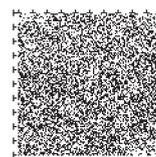
日高市長 谷ヶ崎 照 雄



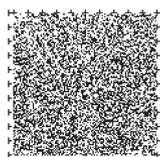


目 次

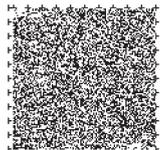
第1章 計画策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6
第5節 計画の推進	7
1 関係機関との連携	7
2 地域包括支援センターの事業評価の実施	7
3 情報提供の充実	7
4 苦情相談体制	8
5 保険者機能強化推進交付金等の活用	8
6 進行管理	8
第2章 日高市の現状及び将来推計	9
第1節 高齢者の現状	9
1 人口の推移	9
2 高齢者人口の推移	10
3 世帯数の推移	11
4 要介護・要支援認定者数の推移	12
第2節 将来推計	14
1 人口推計	14
2 高齢者人口の推計	15
3 要介護・要支援認定者数の推計	16
第3節 アンケート結果からの現状	17
1 調査の概要	17
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	18
3 在宅介護実態調査	26
4 事業所調査	30
5 調査結果のまとめ	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
第1節 基本理念	35
第2節 基本目標（指標）	35
第3節 日常生活圏域の設定	36



第4章 施策の展開	39
第1節 基本方針	39
施策の体系	40
第2節 福祉事業の推進	41
1 在宅高齢者支援事業の推進	41
第3節 介護保険事業の推進	43
1 予防給付	43
2 介護給付	45
3 地域支援事業	48
4 市町村特別給付	59
5 第1号被保険者保険料の算定	60
6 地域密着型（介護予防）サービスの整備方針	61
7 介護人材の確保	62
8 サービス提供体制の強化	62
第4節 長寿の暮らしの実現	63
1 生きがいつくり活動の推進	63
2 生活環境の充実	64
3 虐待防止と権利擁護の推進	67
4 相談支援体制の充実	70
参考資料	71
1 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	71
2 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	73
3 日高市福祉計画検討委員会設置規程	74
4 策定経過	78
5 市民コメント	79
6 介護保険サービスの説明	83
7 用語解説	87



第1章 計画策定に当たって



第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

我が国の高齢化は進行しており、内閣府の令和2年版高齢社会白書によると、令和元年10月現在の高齢化率（65歳以上が占める割合）は、28.4%となっています。今後も高齢化が進み、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる令和7（2025）年の高齢化率は30.0%、さらに「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22（2040）年には35.3%になると予測されています。

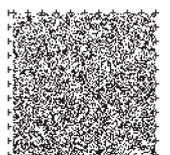
このような中、介護保険制度はその創設から20年が経過しました。全国の介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービス提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の支えとして定着しています。同時に、健康づくりや介護予防に対する高齢者の関心の高まりとともに、高齢者施策に対する期待が高まっています。

本市では、平成12年度の介護保険制度開始以降、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、その推進に当たってきました。

本市の高齢者人口は増加しており、令和2年の高齢化率は32.9%となっています。

また、高齢者の中でも65歳以上74歳以下の前期高齢者は減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者が増加しており、高齢者人口の状況も変化してきています。

高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年、及び「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据えた、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をより一層推進していくため、「第8期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

地域共生社会とは

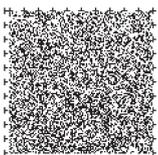
高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会

高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護給付等対象サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実などの取組を進めてきました。

地域包括ケアシステムは、今後の一層の高齢化により、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることから、更に深化させていくことが必要です。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政の協働、公的な支援により、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が求められています。

令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律52号）」では、令和22年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われています。地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ることが必要になっています。



介護保険制度の改革

改革の目指す方向を「地域共生社会の実現と令和22年への備え」とし、地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり、介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応が挙げられています。

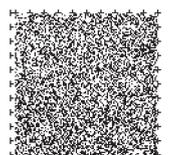
改革の柱として「介護予防・地域づくりの推進」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新」があり、この3つの柱は相互に重なり合い、関わり合うとしています。

「介護予防・地域づくりの推進」では、健康寿命の延伸を目指し、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策を総合的に推進するため、通いの場の拡充等による介護予防、地域支援事業等を活用した地域づくり、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的な推進等が挙げられています。

「地域包括ケアシステムの推進」では、地域特性等に応じた介護サービス基盤整備、質の高いケアマネジメントに向けた環境整備、医療・介護連携の推進等への取組が挙げられています。

「介護現場の革新」では、人材確保・生産性の向上を目指し、新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策、高齢者の地域や介護現場での活躍促進、介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICT（情報通信技術）の活用の推進等が挙げられています。

これらの3つの柱を下支えする改革として、保険者機能を強化するための保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化・PDCA（計画・実行・評価・改善）プロセスの更なる推進、データ利活用のためのICT基盤整備による介護関連データの利活用に向けたシステム面・制度面での環境整備、制度の持続可能性の確保のための介護保険料の伸びの抑制に向けた給付と負担について不断の見直しが挙げられています。



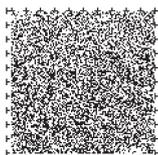
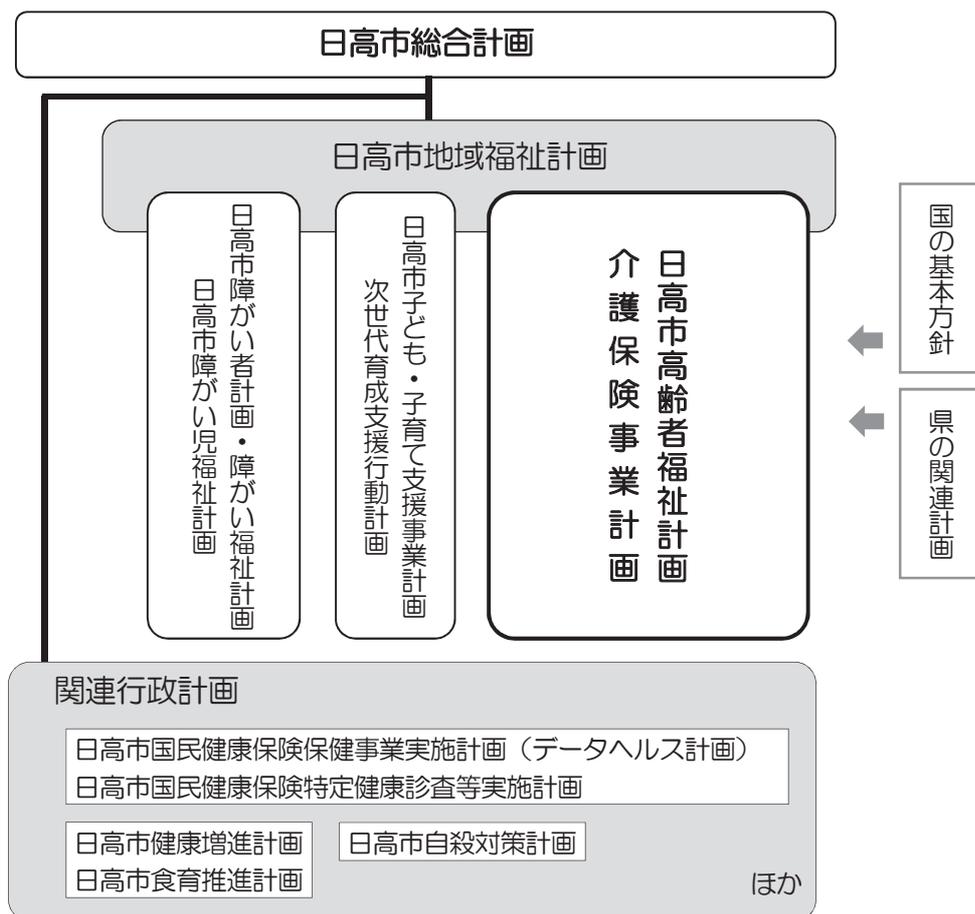
第2節 計画の位置付け

本計画は、高齢者福祉全般にわたる計画である「老人福祉計画（老人福祉法第20条の8の規定に基づく法定計画）」と介護保険事業の円滑な運営を図るための「介護保険事業計画（介護保険法第117条の規定に基づく法定計画）」を一体化して策定するものです。

また、国の基本指針や県の関連計画（高齢者支援計画、医療計画等）と整合性を図るとともに、「第6次日高市総合計画」及び福祉分野の包括的な計画となる「第3次日高市地域福祉計画」を上位計画として位置付け、障がい福祉計画、健康増進計画等の関連計画と調和のとれた計画とします。

さらに、認知症などをはじめとした判断力が十分でない高齢者等の権利を守るため、成年後見制度の利用促進を目的とした「日高市成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく法定計画）」を包含した内容とします。

■ 計画の位置付け

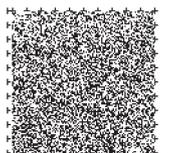
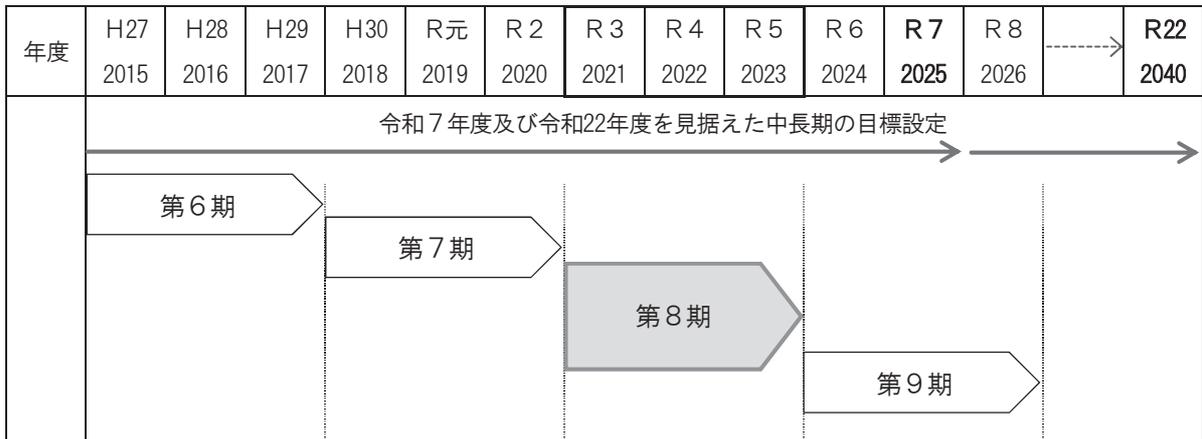


第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。

■ 計画期間



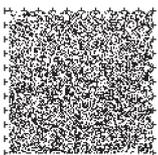
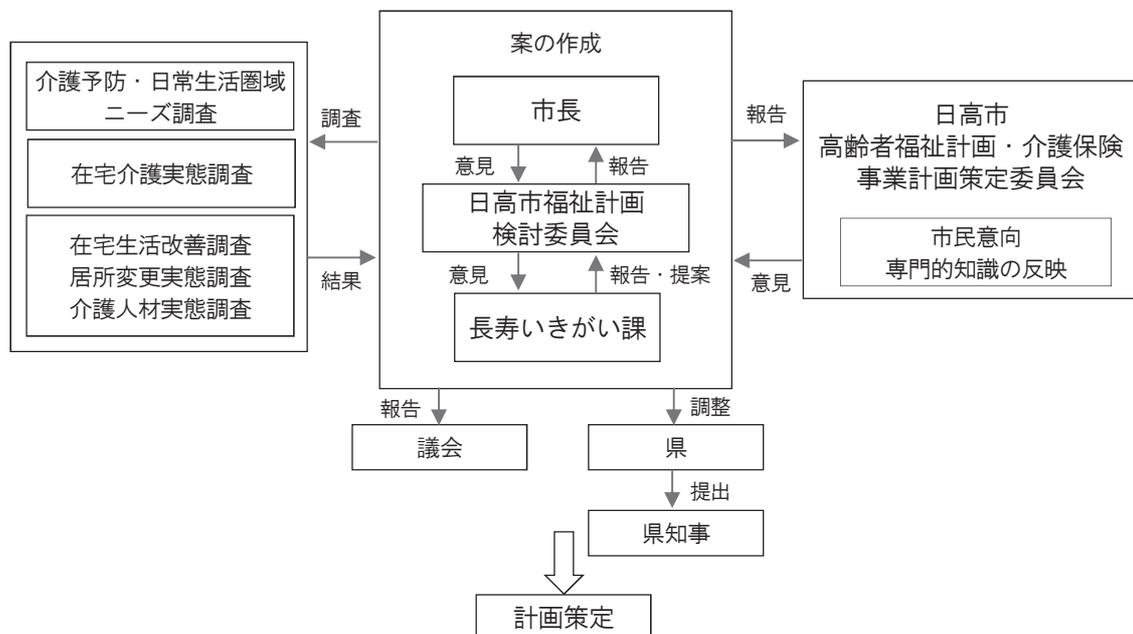
第4節 計画の策定体制

多くの市民の意見や高齢者等の生活状態を把握し、第8期計画の事業展開に反映させるため、令和元年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」を実施しました。

また、本計画の策定に当たっては、知識経験者、被保険者、保健・医療機関又は福祉関係団体等により構成される「日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において協議・検討を行うとともに、高齢者福祉計画は、高齢者の生活全体に関わる計画であることから、関係する計画・事業との連携を図るため、市職員で構成する「日高市福祉計画検討委員会」を設置し、関係各課による検討を重ねました。

さらに、本計画に対して、市民から幅広い意見を反映させるために、令和3年2月1日から3月2日まで市民コメント(パブリックコメント)を実施しました。

■ 計画の策定体制



第5節 計画の推進

1 関係機関との連携

高齢者一人一人の状況に応じて必要なサービスが総合的に提供できるよう、保健・医療・福祉に関わる行政機関内の連携とともに、医療機関やサービス提供事業所、行政との連携強化を図ります。

また、医師会、歯科医師会等との連携・調整を進めます。

さらに、国や県等との連携を図りながら、計画を推進します。

2 地域包括支援センターの事業評価の実施

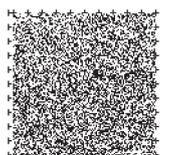
地域包括支援センターは、市が設置した地域包括支援センター等運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する必要があります。

地域包括支援センターの運営に関して、運営協議会は前年度の事業報告書によるほか、運営に必要な基準により、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとします。

また、地域包括支援センターの体制整備等の充実を図るため、市は定期的又は必要な時に、業務に関して必要な基準により事業評価を行います。

3 情報提供の充実

市役所の相談窓口や地域包括支援センターにおいては、高齢者福祉や介護保険制度の内容、サービスの利用方法などについて、「広報ひだか」や市ホームページ、パンフレット等を活用して、分かりやすい情報提供及び相談に努めます。



4 苦情相談体制

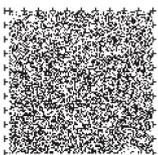
高齢者が福祉サービスや介護保険を利用するための支援や情報提供等、様々な疑問や要介護認定に対する不満・制度運営上の苦情等に総合的な対応を行い、サービス利用者に配慮した取組を推進します。

5 保険者機能強化推進交付金等の活用

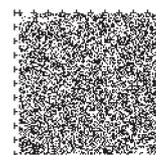
保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の活用により、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止等に関する取組を推進します。

6 進行管理

本計画に位置付けられた施策や事業について、保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用し、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルにおいて推進状況を明らかにし、そこで得られた課題については、高齢者福祉施策に反映させていきます。



第2章 日高市の現状及び将来推計



第2章 日高市の現状及び将来推計

第1節 高齢者の現状

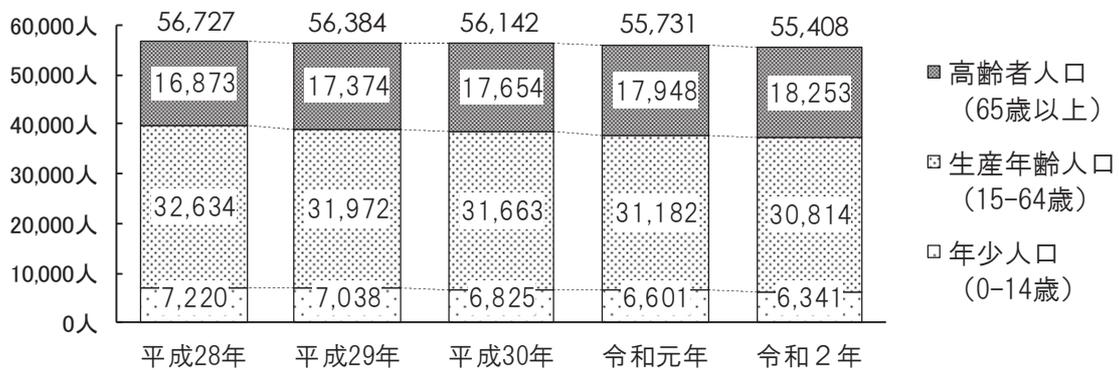
1 人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和2年には55,408人となっています。年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年の高齢者人口は18,253人で、平成29年以降は年間約300人ずつ増加しています。

一方、年少人口と生産年齢人口は減少しており、令和2年の年少人口は6,341人、生産人口は30,814人となっています。

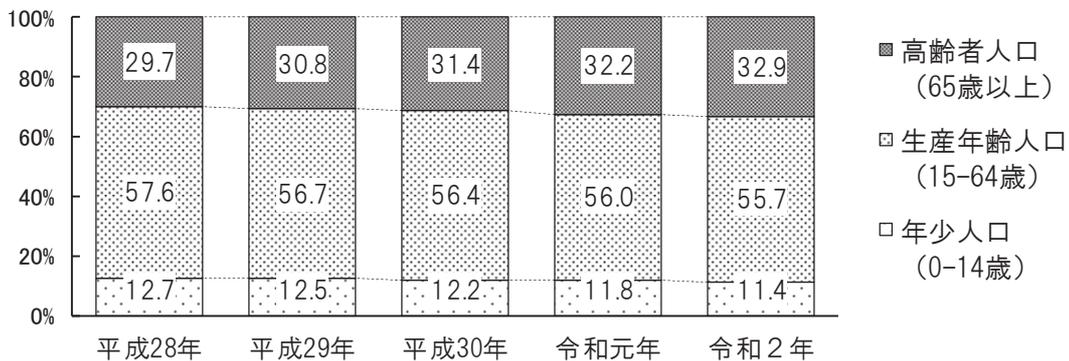
本市においても少子高齢化は進行しており、人口構成比を見ると、令和2年の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は32.9%となっています。

■ 人口の推移

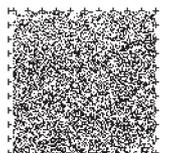


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

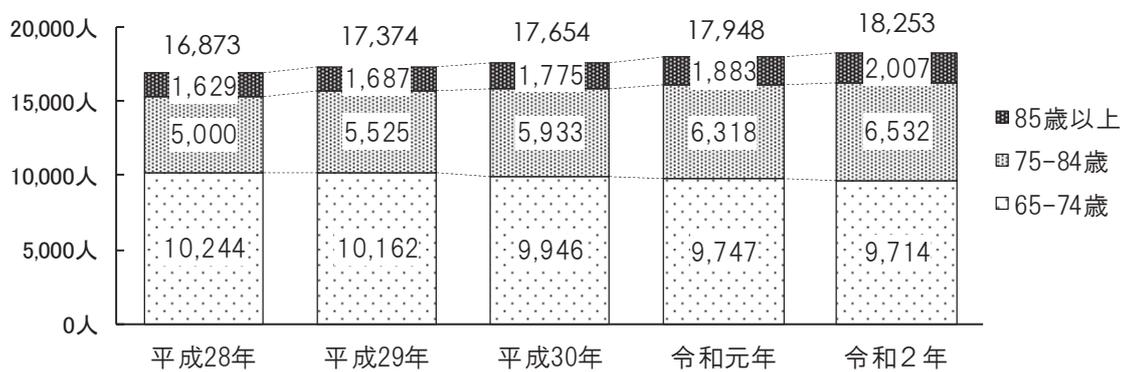


2 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は増加傾向にあり、平成29年に17,000人を、3年後の令和2年には18,000人を超えました。

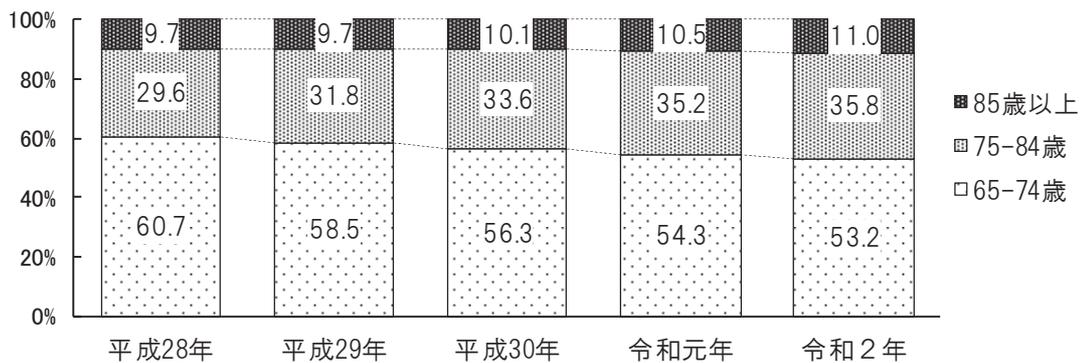
高齢者人口の内訳を見ると、65～74歳の高齢者は年々減少していますが、75～84歳、85歳以上の高齢者は増加しています。平成28年から令和2年までの4年間に、75～84歳は1,532人増加、85歳以上は378人増加しており、75歳以上が高齢者人口の46.8%を占めています。

■ 高齢者人口の推移

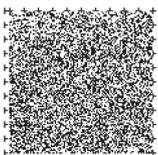


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 高齢者人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



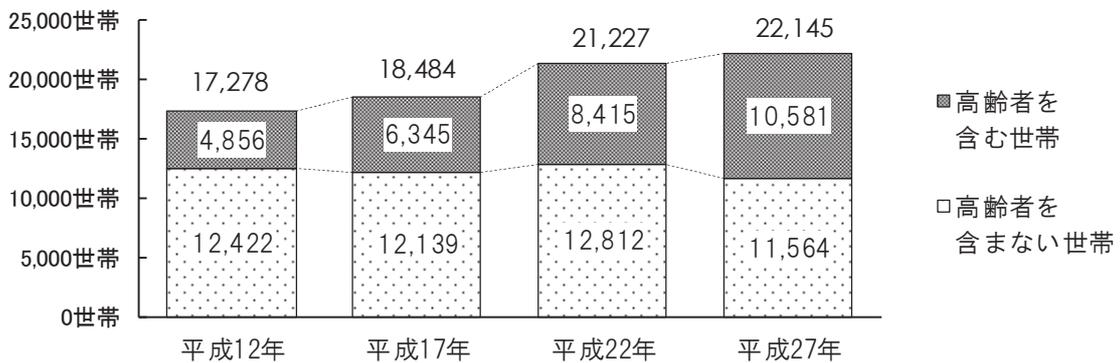
3 世帯数の推移

本市の世帯数の推移を見ると、総世帯数は年々増加しており、平成12年の17,278世帯から平成27年には22,145世帯となり、4,867世帯増加しています。

高齢者を含まない世帯は増減を繰り返していますが、高齢者を含む世帯は増加しており、平成27年は10,581世帯となりました。

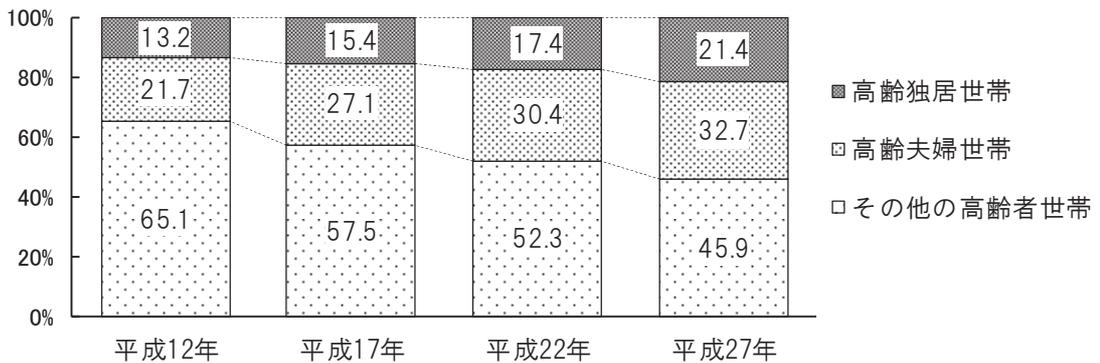
高齢者を含む世帯の構成比を見ると、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯が上昇しており、平成27年には高齢者世帯の半数以上を占めています。

■ 世帯数の推移

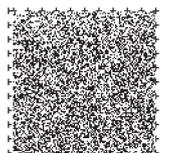


資料：国勢調査

■ 高齢者を含む世帯の構成比の推移



資料：国勢調査



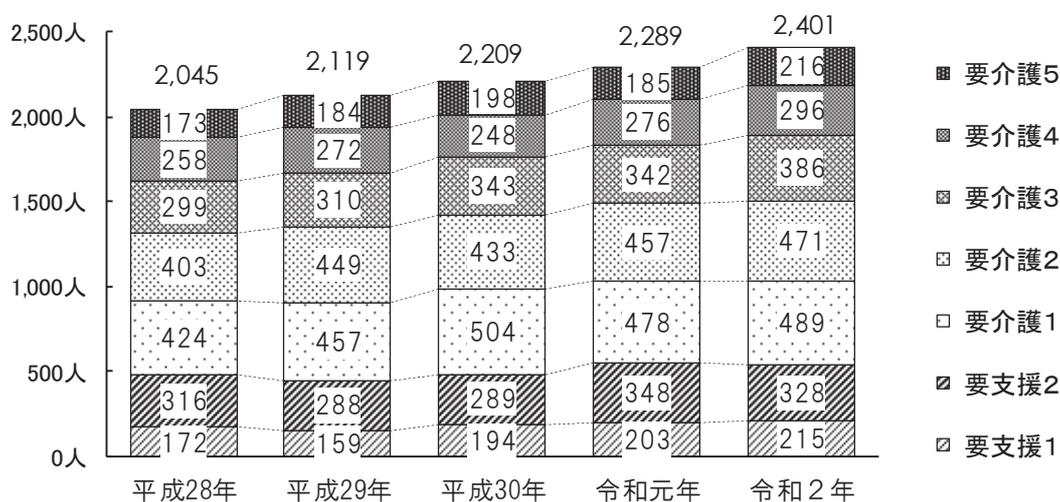
4 要介護・要支援認定者数の推移

本市の65歳以上の要介護・要支援認定者数は年々増加しており、おおむね全ての介護度で増加傾向となっています。

要介護・要支援認定率の推移を見ると、緩やかな上昇傾向となっており、令和2年は13.2%となっています。介護度別に見ると、要介護1と要介護2の占める割合が高い傾向が続いています。

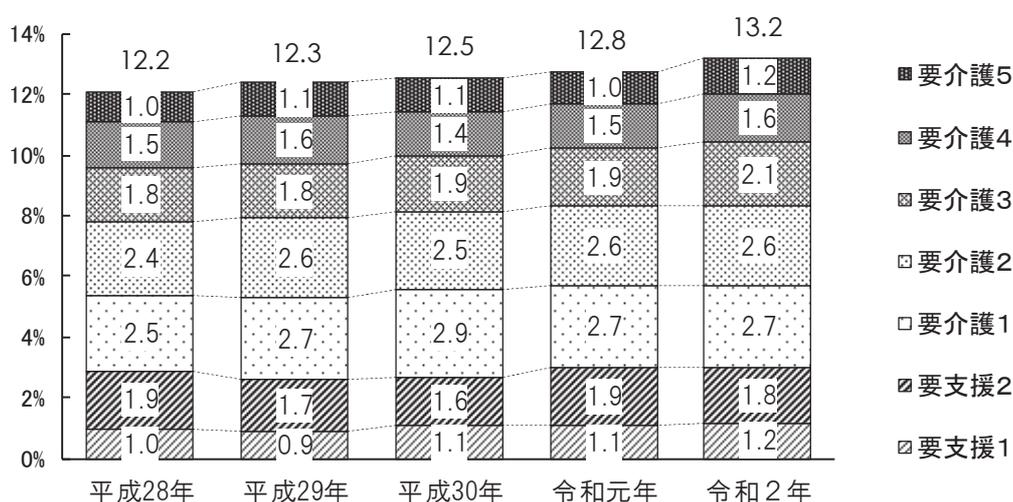
また、要介護3以上の割合は緩やかに上昇傾向となっています。

■ 要介護・要支援認定者数の推移（65歳以上）

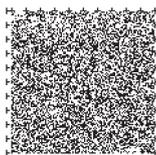


資料：介護保険事業状況報告 9月月報

■ 要介護・要支援認定率の推移（65歳以上）



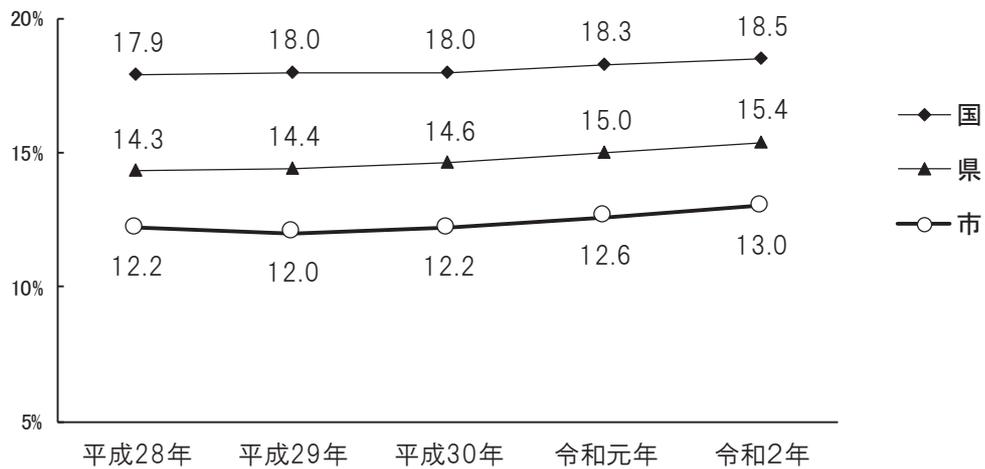
資料：介護保険事業状況報告 9月月報



要介護・要支援認定率を国や県の値と比較すると、本市は国や県の認定率より低い値で推移しています。

また、国の認定率との差を見ると、平成29年は6.0ポイントの差となっていました。令和2年は5.5ポイントの差となり、その差が小さくなっています。

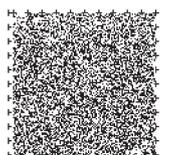
■ 要介護・要支援認定率の国・県との比較



資料：各年3月末現在

平成28年から令和元年は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

令和2年は「介護保険事業状況報告（3月月報）」



第2節 将来推計

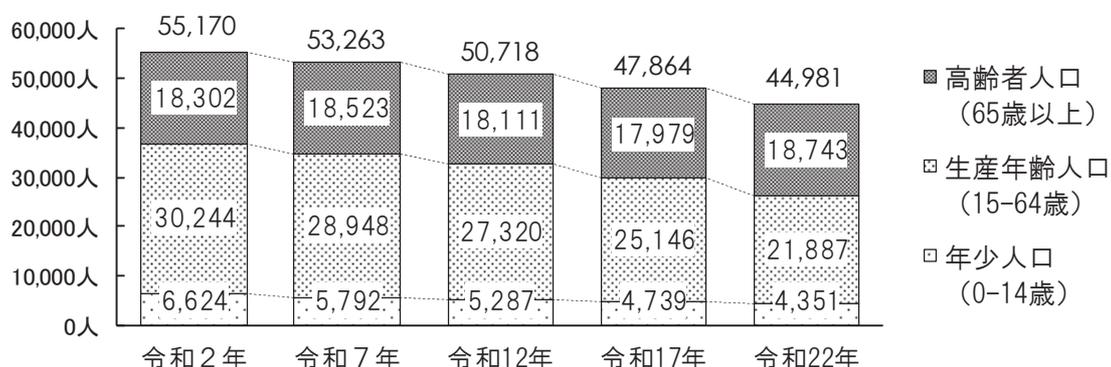
1 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると、本市の総人口は令和7年に53,263人、令和22年に44,981人になると推計されます。

高齢者人口は令和7年までは増加しますが、その後、令和17年までは減少します。しかし、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年には再び増加に転じると見込まれます。

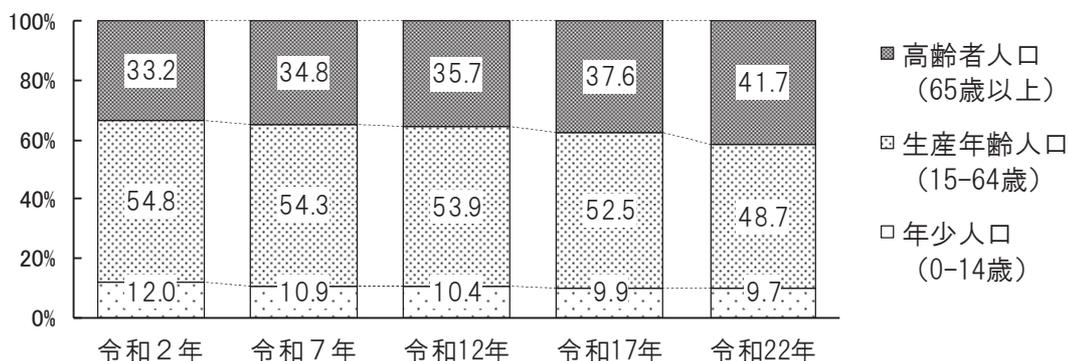
また、生産年齢人口及び年少人口は一貫して減少傾向と見られることから、高齢化率は上昇していくと見込まれます。

■ 人口推計

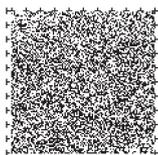


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■ 人口構成比



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

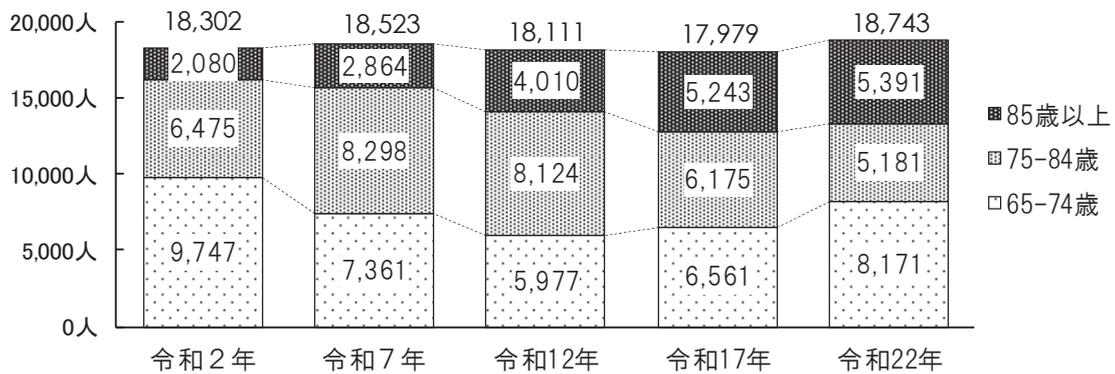


2 高齢者人口の推計

高齢者人口は、令和12年までは75～84歳の高齢者が増加し、高齢者の44.9%を占めると見込まれます。その後、令和17年以降は75～84歳は減少に転じますが、85歳以上が30%近くにまで上昇するものと見込まれます。

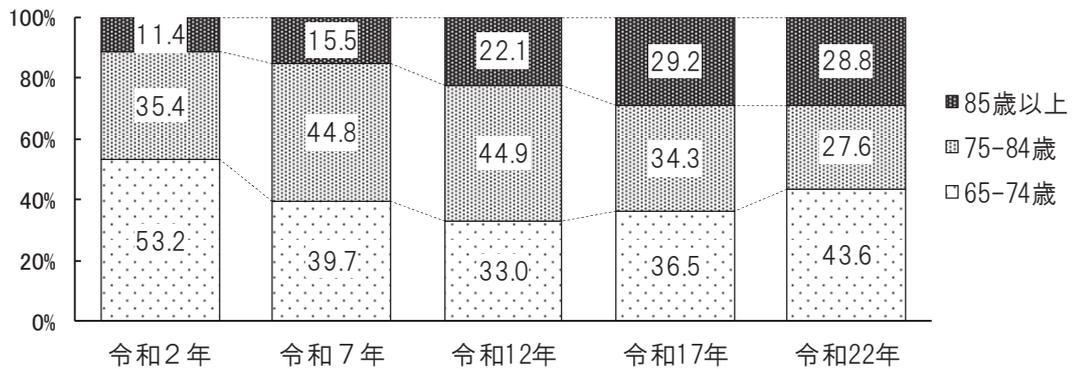
また、65～74歳の高齢者は令和12年までは減少しますが、令和17年以降は増加するものと見込まれます。

■ 高齢者人口の推計

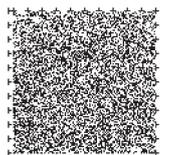


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■ 高齢者人口構成比の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」



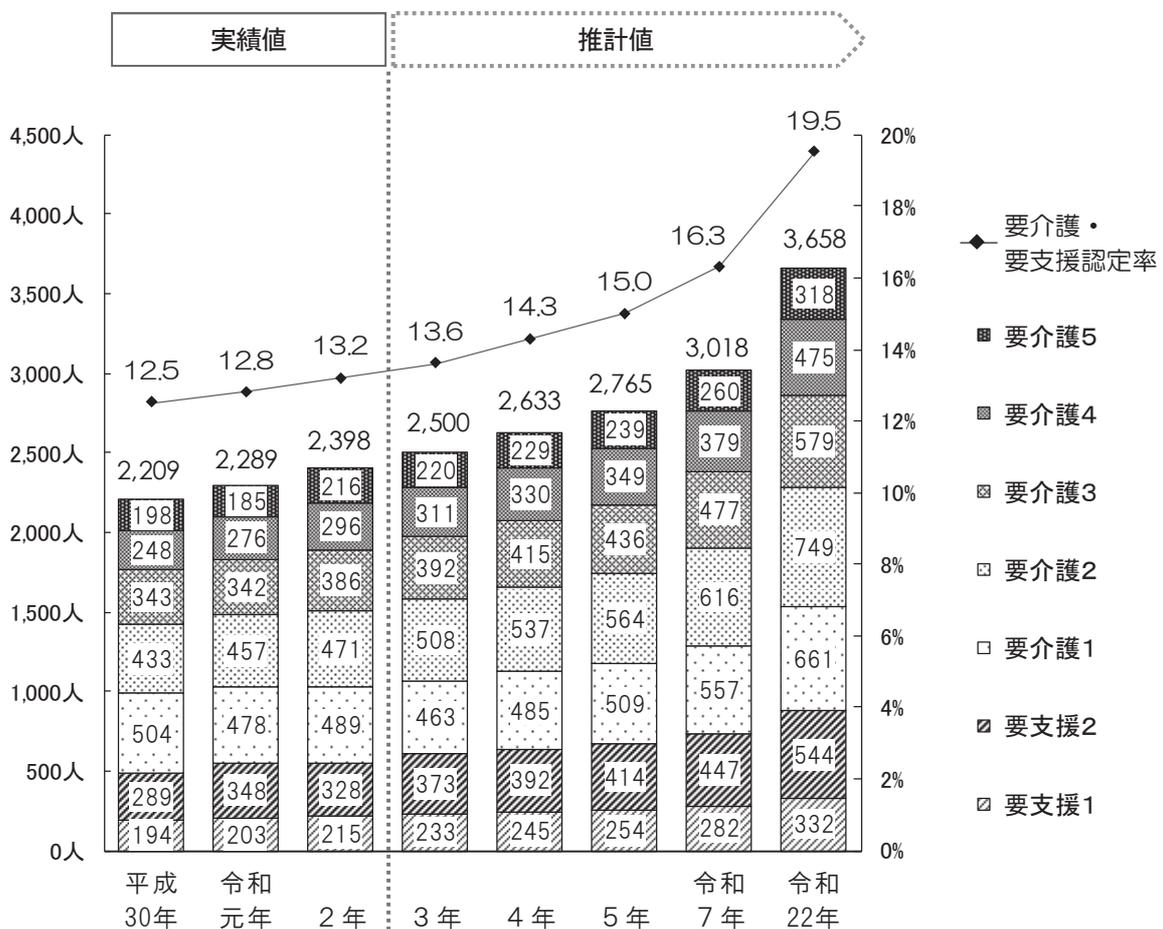
3 要介護・要支援認定者数の推計

第1号被保険者の要介護・要支援認定者数は、高齢化の進行、後期高齢者の増加により、年々増加するものと見込まれます。

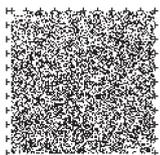
また、要介護・要支援認定率は、本計画の最終年度である令和5年には15%になると見込まれます。

その後も認定者数が増加するとともに、認定率も上昇し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には16.3%、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年には19.5%になると見込まれます。

■ 要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）の推計



資料：「見える化」システムによる推計値。実績値は、介護保険事業状況報告 9月月報による。



第3節 アンケート結果からの現状

1 調査の概要

本計画の策定に当たって、高齢者の生活実態や意向、在宅介護の実態等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■ 調査概要

介護予防・日常生活圏域※ニーズ調査

項目	内容
調査対象	令和元年11月30日現在、65歳以上の方 (要介護1～5の認定を受けている方を除く)
抽出方法	無作為抽出。(ただし、1世帯につき1調査票となるように抽出)
調査方法	郵送配付、郵送回収
調査実施期間	令和元年12月11日(水)～令和2年1月10日(金)
回収結果	調査対象者数：2,999人、回収数：2,034票、回収率：67.8%

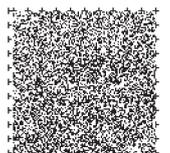
在宅介護実態調査

項目	内容
調査対象	令和元年11月30日現在、要支援・要介護の認定を受けている方で、介護保険施設利用者、長期入院者を除き、在宅で生活されている方
抽出方法	無作為抽出。(ただし、1世帯につき1調査票となるように抽出)
調査方法	郵送配付、郵送回収
調査実施期間	令和元年12月11日(水)～令和2年1月10日(金)
回収結果	調査対象者数：869人、回収数：552票、回収率：63.2%

事業所調査

項目	内容	
調査対象	在宅生活改善調査	市内の居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の全数
	居所変更実態調査	市内の施設・居住系サービス事業所の全数
	介護人材実態調査	市内の訪問系サービス事業所、施設・居住系及び通所系サービス事業所の全数
調査方法	郵送配付、郵送回収	
調査実施期間	令和元年10月30日(水)～令和元年12月4日(水)	
回収結果	在宅生活改善調査	事業所票：12票、利用者票：44票 該当数 88人
	居所変更実態調査	16票
	介護人材実態調査	施設系・通所系 事業所票：33票 職員数：579人 訪問系 事業所票：11票、職員票：104票

※日常生活圏域についてはP36を参照



2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

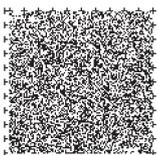
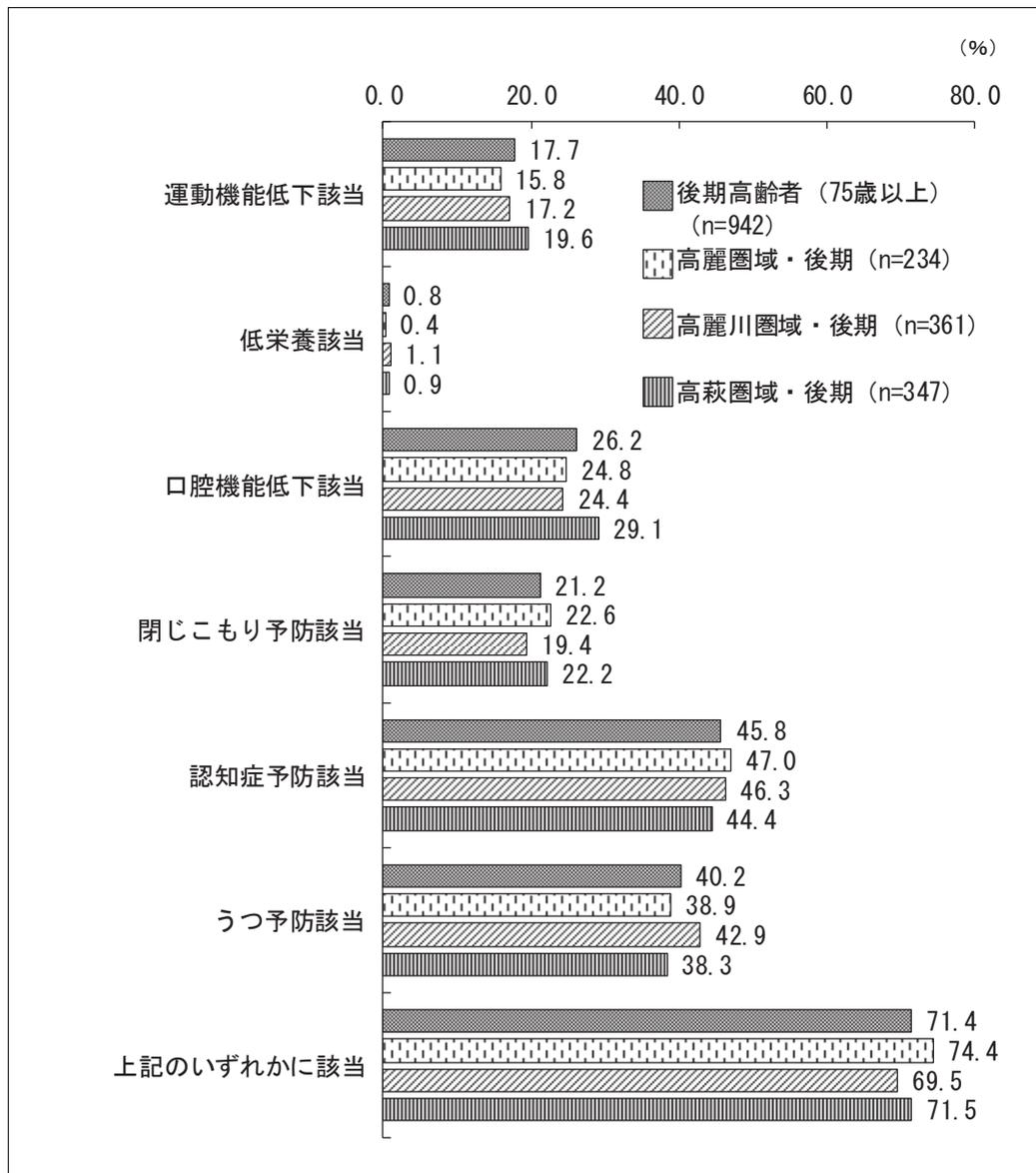
(1) 介護予防等について

① 介護予防事業の該当状況

運動機能低下、低栄養、口腔機能低下、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防といった6つの項目について、設問の回答状況から介護予防事業等の該当割合を算出しました。

75歳以上では、各日常生活圏域とも運動機能低下該当は1割台後半、口腔機能低下該当は2割台、閉じこもり予防の該当は2割前後、認知症予防該当は4割台、うつ予防該当は4割前後が該当しています。

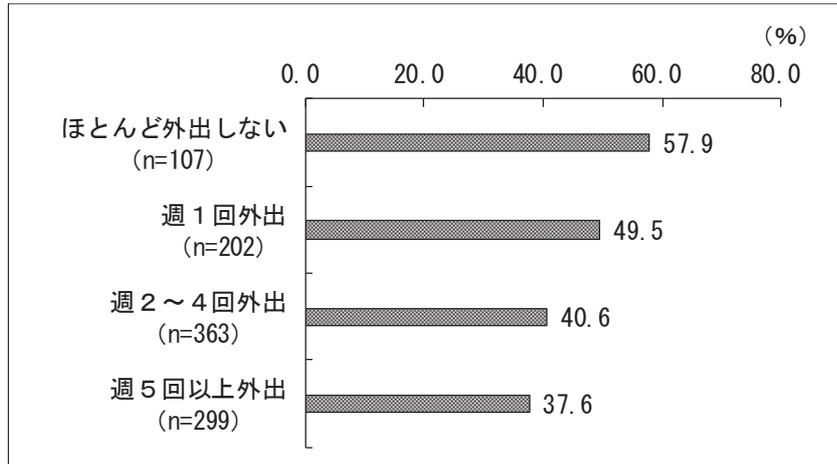
■ 後期高齢者の介護予防事業の該当状況 [日常生活圏域別]



②認知症予防の該当割合と外出の頻度

認知症予防の該当割合は、外出の頻度が少ない場合に高くなる傾向にあり、週5回以上外出している場合の3割台に対し、ほとんど外出しない場合は5割台となっています。

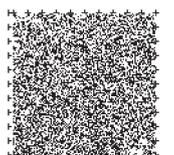
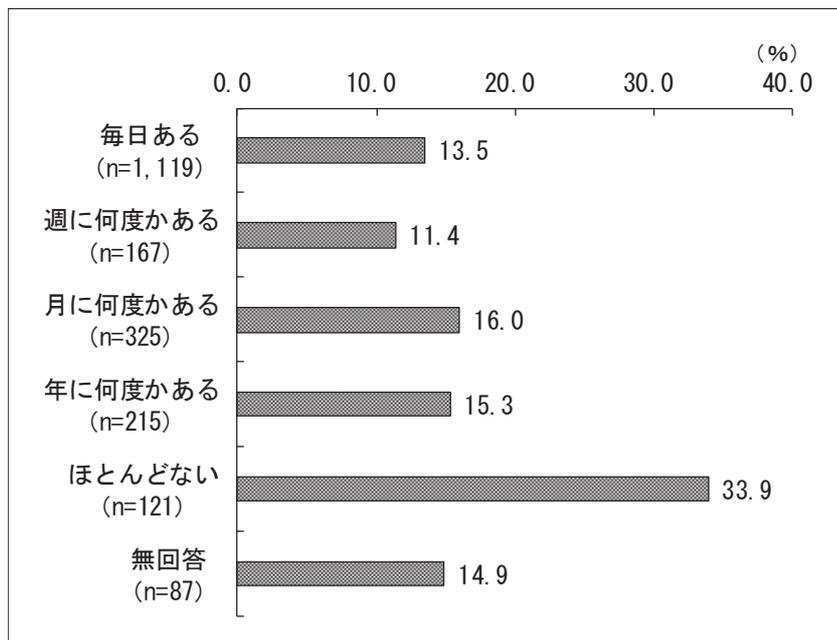
■ 認知症予防該当状況 [外出頻度別]



③閉じこもり予防の該当割合と誰かと食事を共にする共食の頻度

閉じこもり予防の該当割合は、共食の頻度が少ない場合に高くなる傾向にあり、年に数回以上共食の機会がある場合の1割台に対し、ほとんどない場合は3割台となっています。

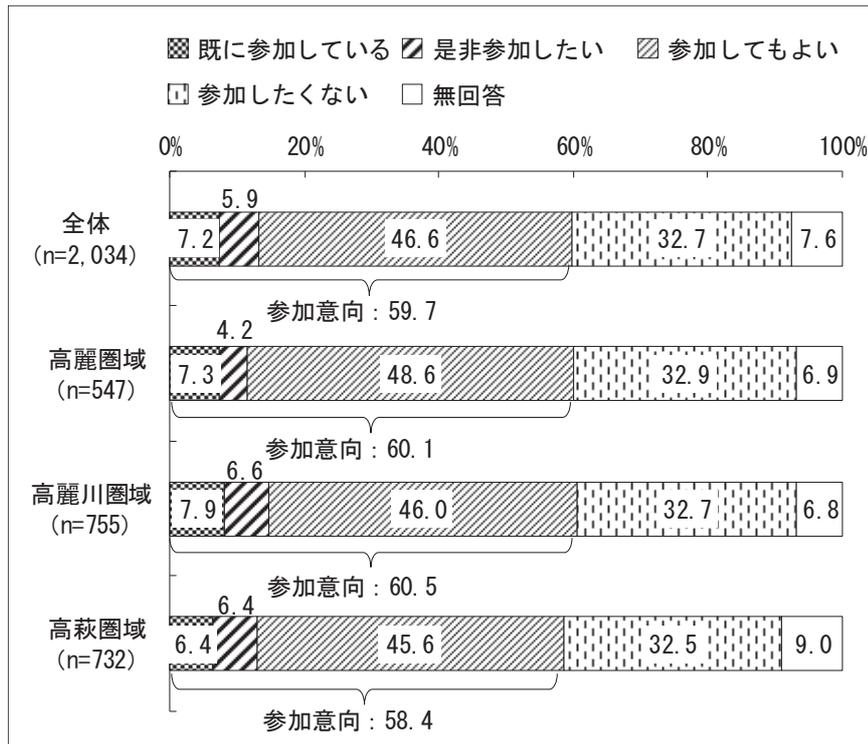
■ 閉じこもり予防の該当状況 [共食の頻度別]



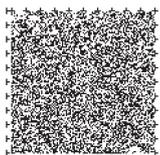
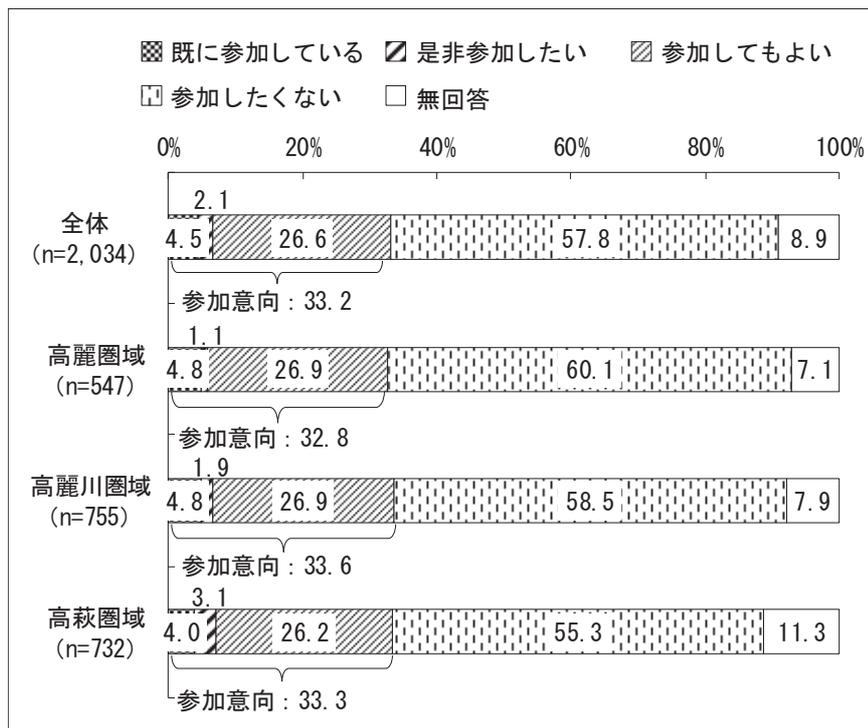
④地域グループ活動の企画・運営への参加意向

各圏域とも地域グループ活動への参加意向は6割前後あり、活動の企画・運営への参加意向は3割台となっています。

■ 地域グループ活動への参加意向 [日常生活圏域別]



■ 地域グループ活動の企画・運営への参加意向 [日常生活圏域別]



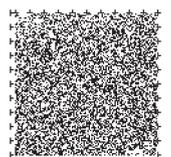
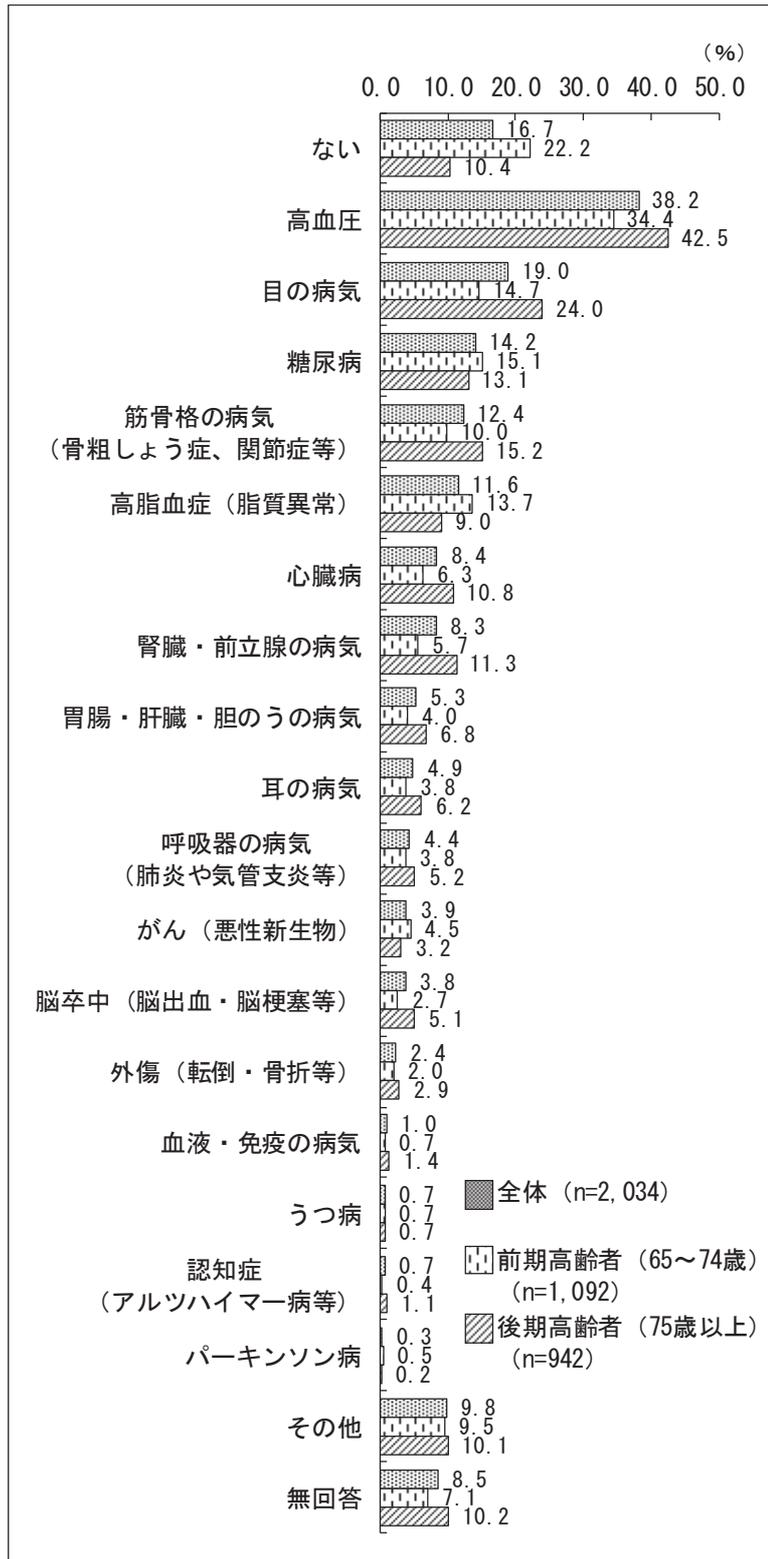
(2) 保健・医療について

①現在治療中、後遺症のある疾病

現在の治療中の疾病は、高血圧が比較的高く、後期高齢者では42.5%となっています。

目の病気、糖尿病が続いています。

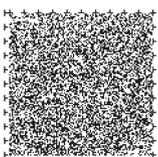
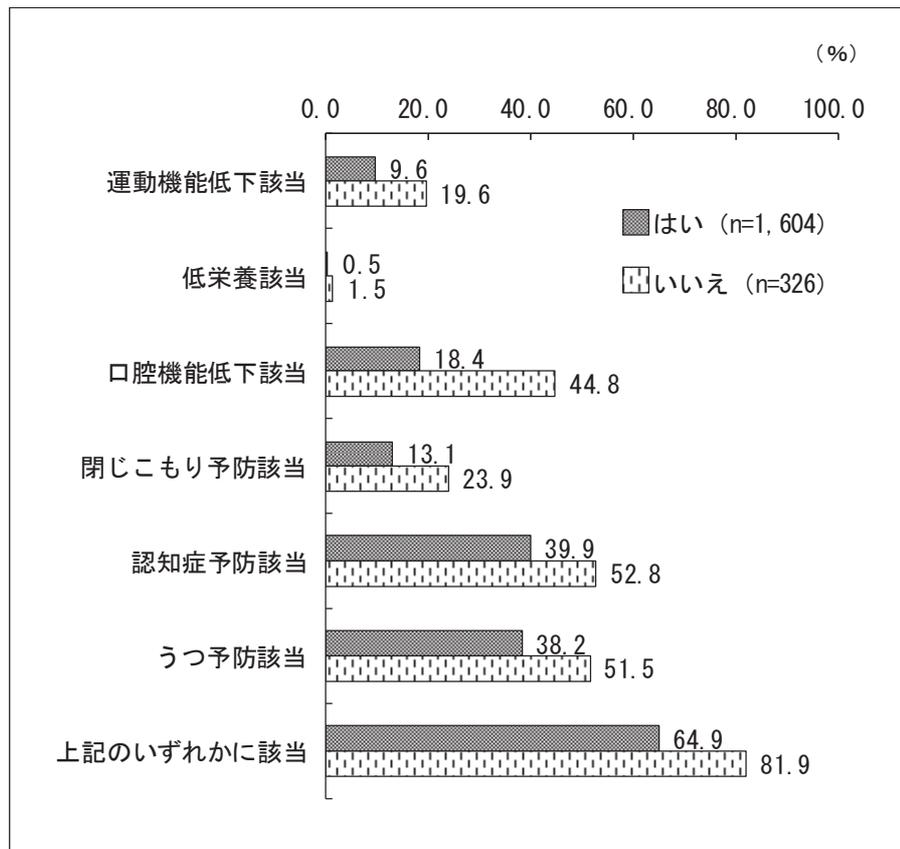
■ 現在治療中、後遺症のある疾病 [前期後期別]



②介護予防事業の該当割合と歯のかみ合わせ

歯のかみ合わせ別の介護予防事業の該当割合は、いずれの項目も歯のかみ合わせが良い（「はい」）場合を上回っており、歯のかみ合わせの状態の低下により、介護予防事業の該当割合が上昇する傾向にあります。運動機能低下、口腔機能低下の該当割合は約2倍になっています。

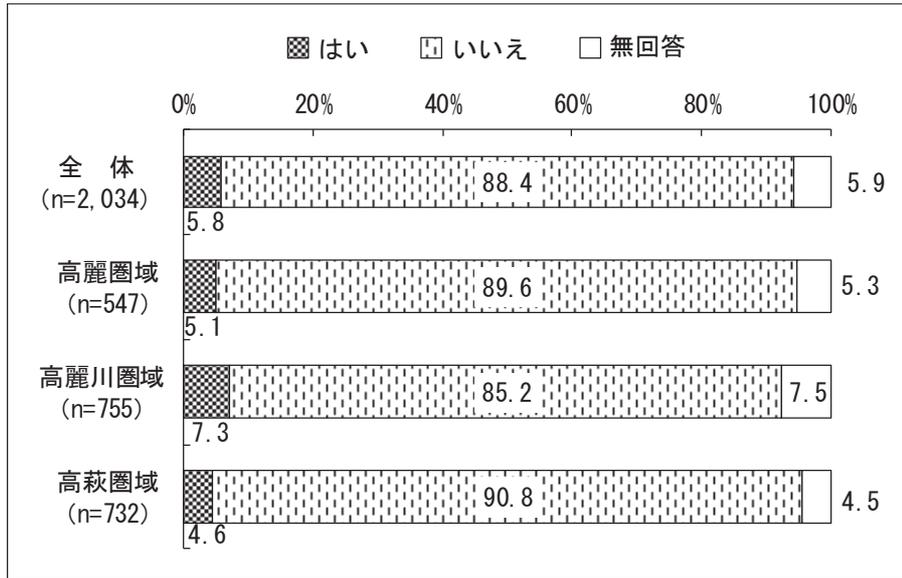
■ 介護予防事業の該当状況 [歯のかみ合わせ別]



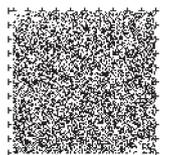
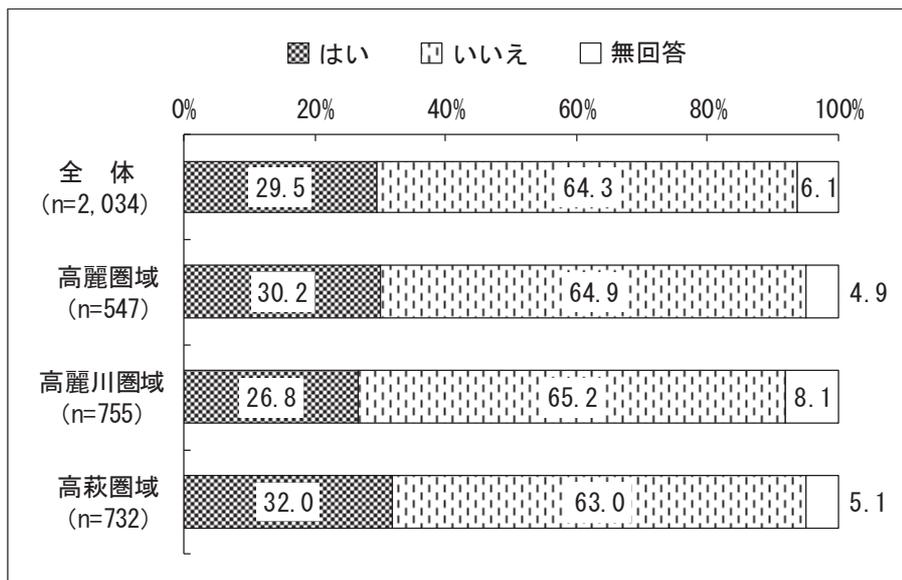
(3) 認知症について

家族等において認知症の症状のある方がいる(「はい」)のは1割に満たない状況であり、認知症についての相談窓口の認知(「はい」)は約3割となっています。

■ 家族における認知症状のある方の有無 [日常生活圏域別]



■ 認知症の相談窓口の認知状況 [日常生活圏域別]

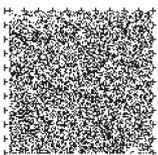
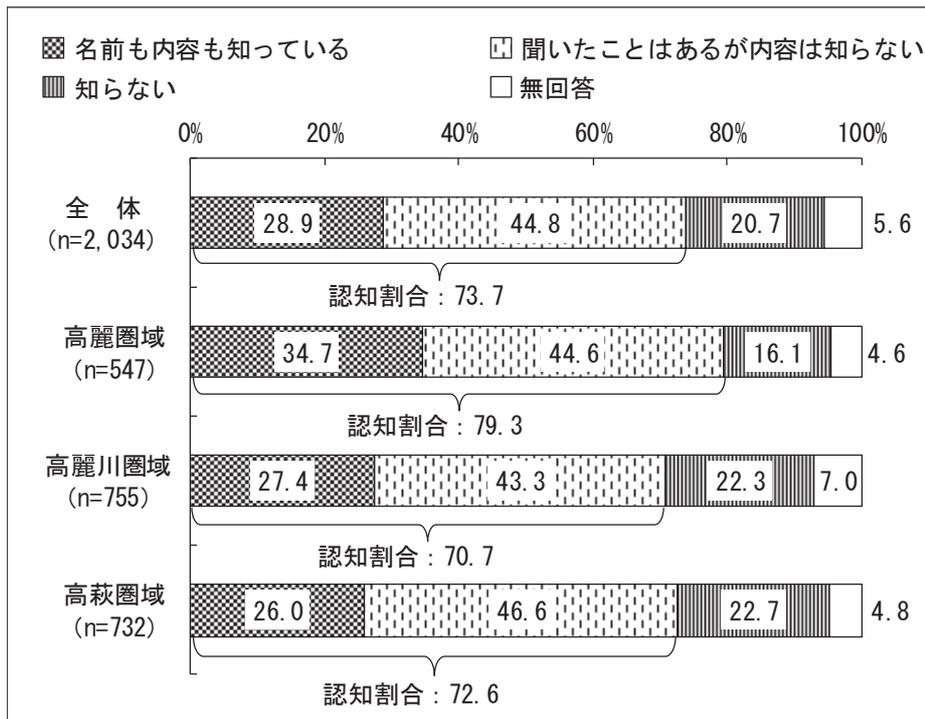


(4) 成年後見制度について

①成年後見制度の認知状況

成年後見制度の言葉についての認知は7割台ですが、内容までの認知は約3割にとどまっています。

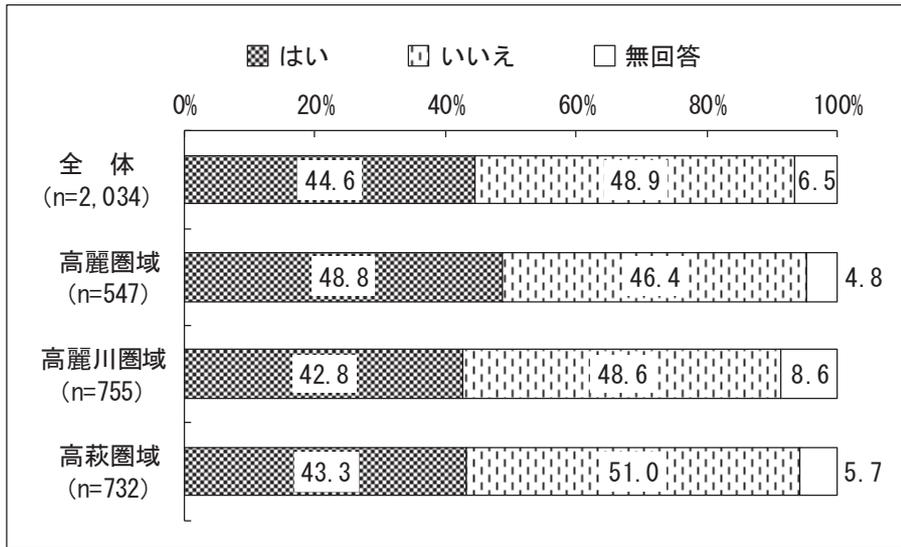
■ 成年後見制度の認知状況 [日常生活圏域別]



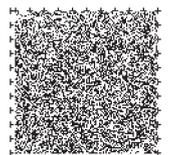
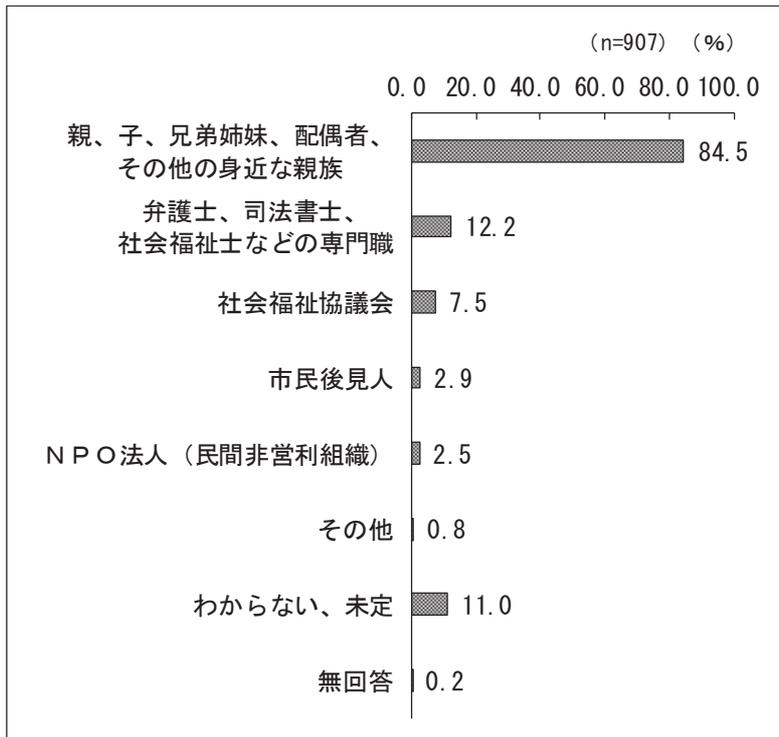
②成年後見制度の利用意向

成年後見制度の今後の利用希望（「はい」）は4割台となっています。後見人等については、家族等の身近な親族に依頼したいという回答が多く見られましたが、社会福祉協議会、市民後見人、NPO法人なども挙げられています。

■ 成年後見制度の利用希望 [日常生活圏域別]



■ 成年後見の依頼希望

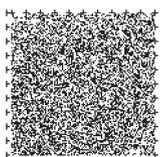
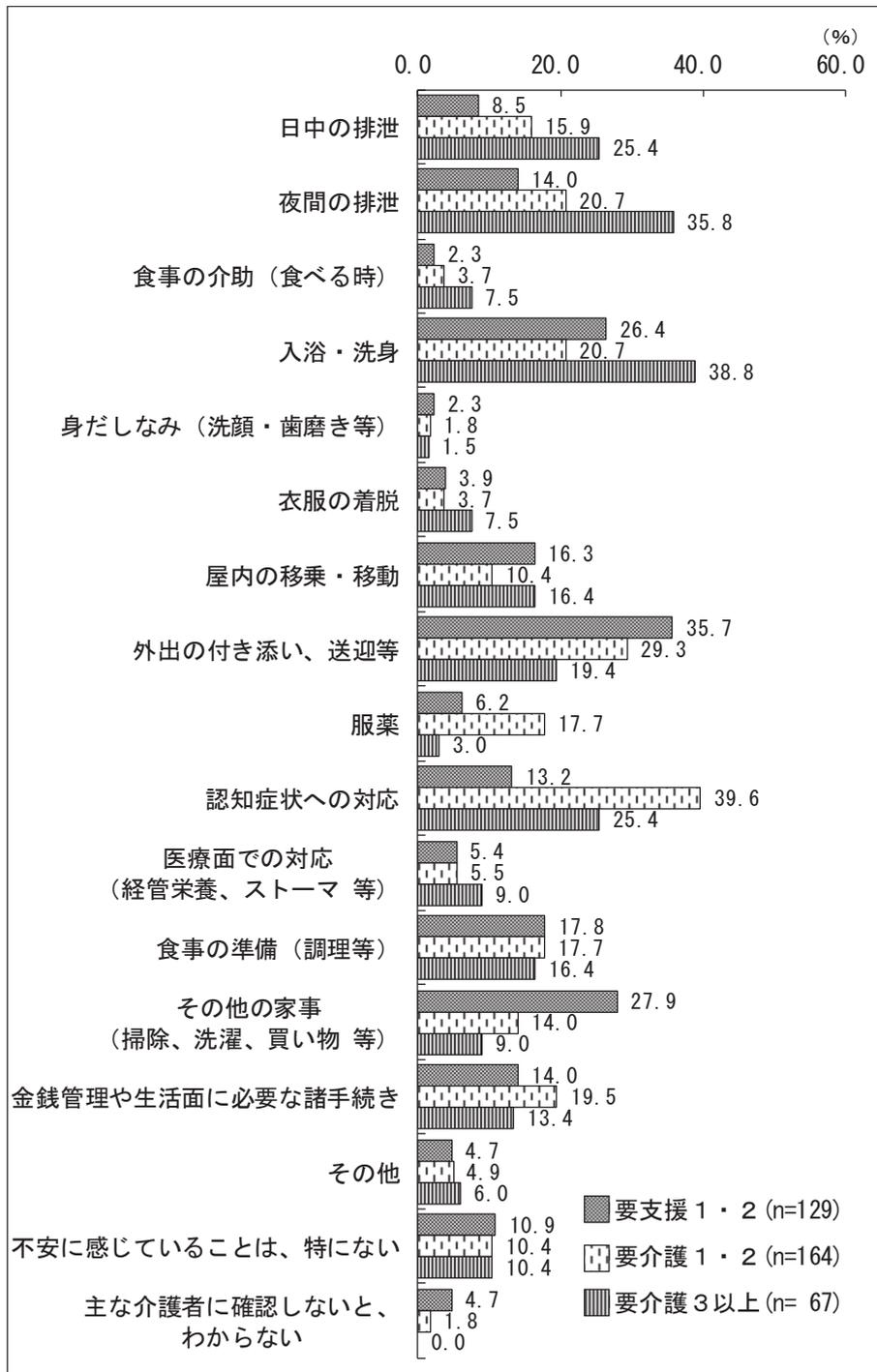


3 在宅介護実態調査

(1) 重度化による主な介護者が不安に感じる介護の変化

介護度の重度化により、夜間の排泄や認知症の症状への対応について不安が高まります。ただし、認知症については、ねたきりとなる等の重度化により、徘徊のおそれがなくなるといった場合もあります。

■ 介護者が不安に感じる介護 [要介護度別]

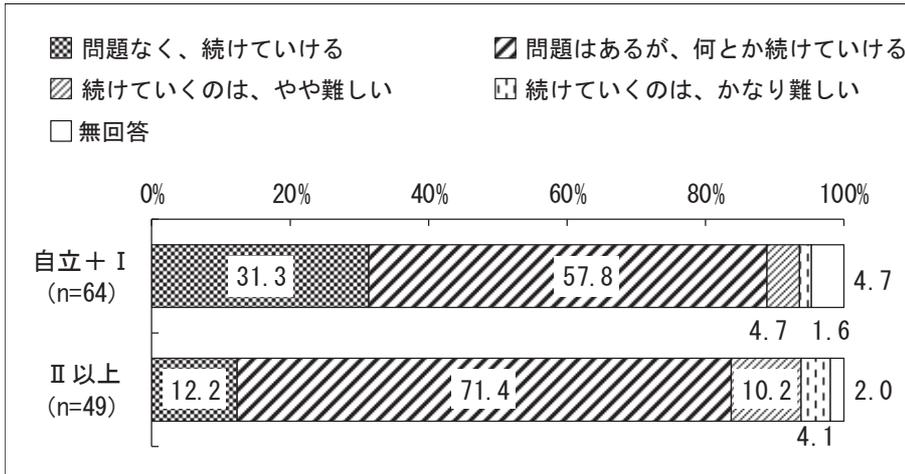


(2) 在宅介護者の就労継続への支援

①認知症への理解の促進・介護不安の軽減

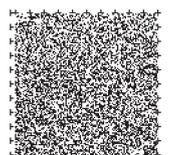
介護度の重度化に伴い、認知症の症状への対応に不安が見られ、就労している介護者が就労を継続する上で困難に感じている要因ともなっています。

■ 就労継続の見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）[認知症自立度別]



■ 【参考】認知症自立度

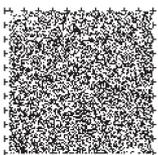
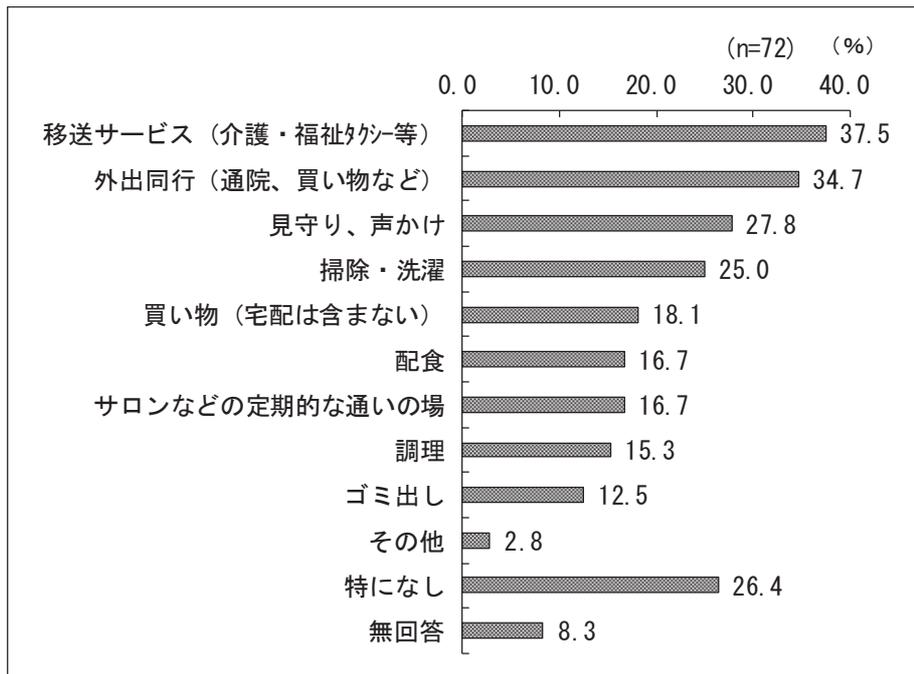
ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。 II b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。



②就労状況別保険外の支援・サービスの利用状況

フルタイム勤務の場合、在宅介護の継続に必要なサービスとして、移送サービス、外出同行、見守り・声かけ及び配食が挙げられています。

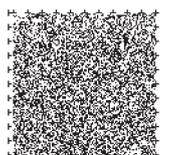
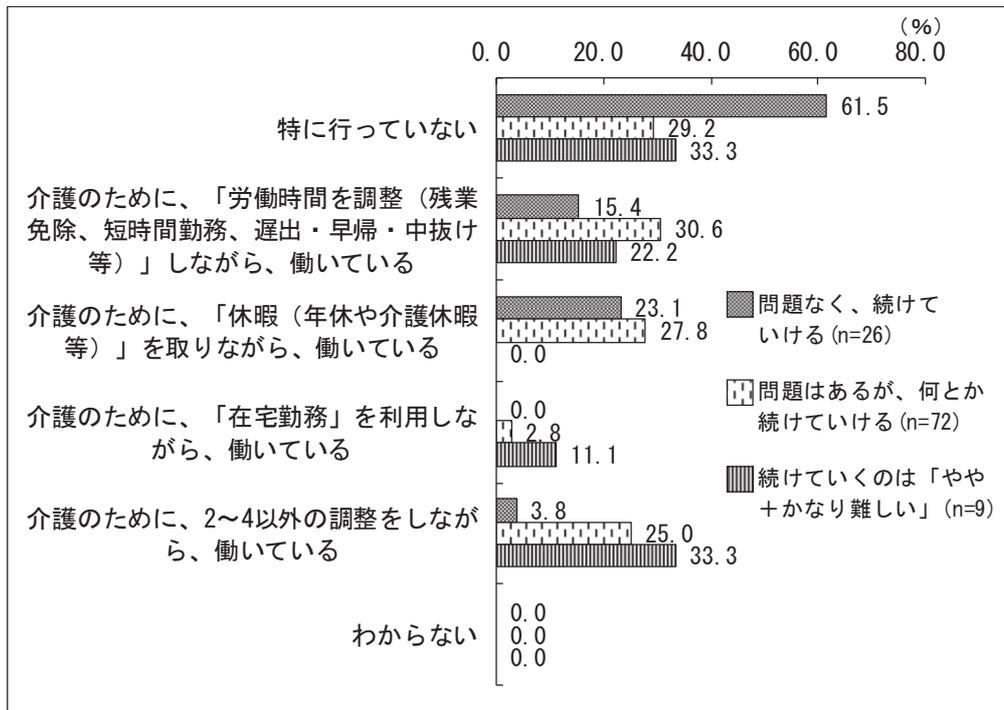
■ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）



③介護のための働き方の調整

就労の継続に困難さを感じている人では、介護のために「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら働いているという割合や、介護のために「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら働いているという割合が多くなっています。

■ 介護のための働き方の調整（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）[就労継続見込み別]



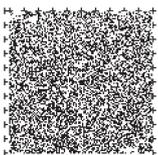
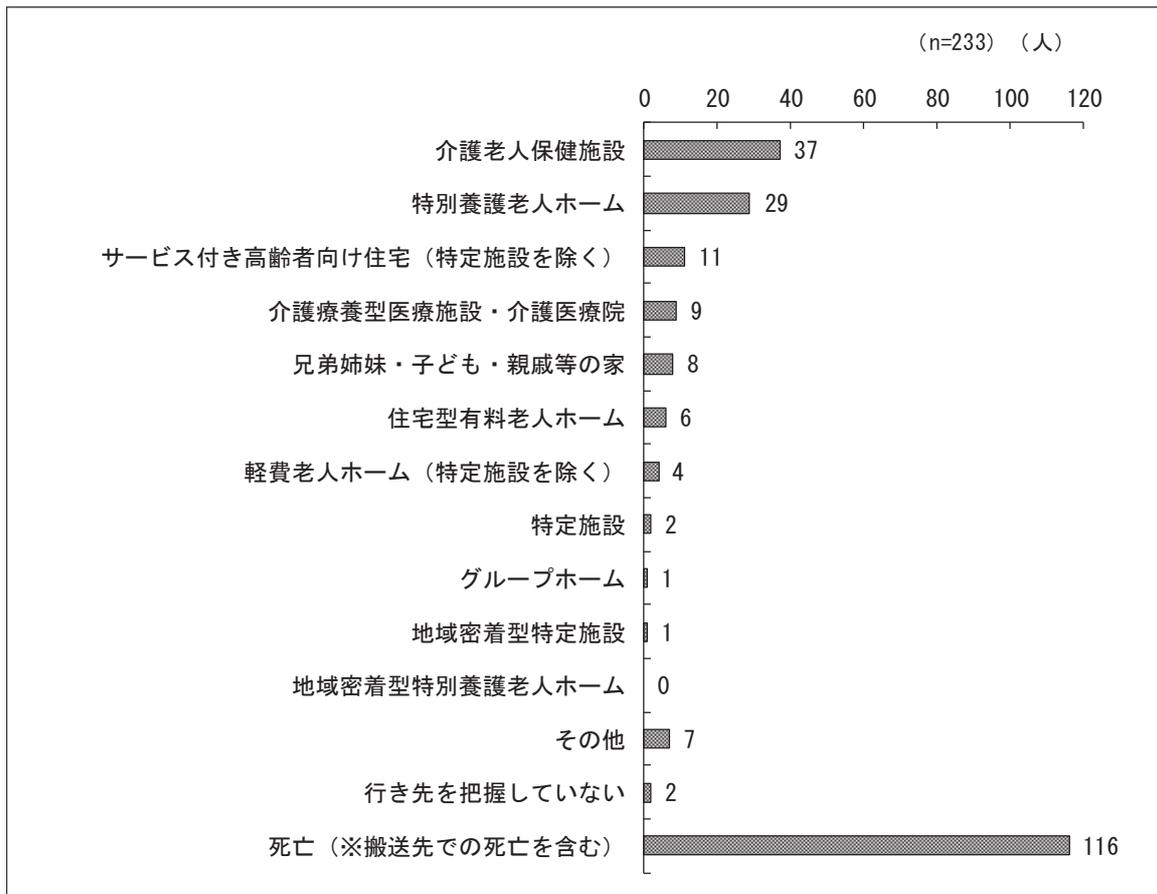
4 事業所調査

(1) サービス利用者の在宅生活維持の困難状況

①過去1年間の居所変更の状況

過去1年間に居場所を自宅等から変更した233人の行き先は、介護老人保健施設が37人（15.9%）、特別養護老人ホームが29人（12.4%）となっています。

■ 自宅等から居場所を変更した利用者の行き先別人数



②自宅等での生活維持困難者の属性

自宅等で生活の維持が困難になっている88人のうち、独居が36人で約4割を占めているほか、単身の子もとの同居で要介護3以上の方が10人います。

自宅等で生活の維持が困難な理由は、移乗・移動や日中・夜間の排泄などの身体介護の増大、認知症の症状の悪化による外出困難、家事への支障が挙げられているほか、本人が介護を拒否している場合もあります。

■ 自宅等での生活維持困難者の属性

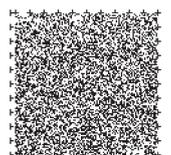
単位：人（％）

項目	自宅等で生活の維持が困難（88人）			
	独居	夫婦のみ世帯	単身の子もとの同居	その他世帯
総数	36（40.9）	23（26.1）	15（17.0）	14（15.9）
自宅等（持ち家）	18（20.5）	19（21.6）	15（17.0）	13（14.8）
要介護2以下	16（18.2）	9（10.2）	5（5.7）	6（6.8）
要介護3以上	2（2.3）	10（11.4）	10（11.4）	7（8.0）
自宅等（借家）	17（19.3）	3（3.4）	0（0.0）	1（1.1）
要介護2以下	11（12.5）	1（1.1）	0（0.0）	1（1.1）
要介護3以上	6（6.8）	2（2.3）	0（0.0）	0（0.0）
サービス付き 高齢者向け住宅	1（1.1）	1（1.1）	0（0.0）	0（0.0）
要介護2以下	1（1.1）	1（1.1）	0（0.0）	0（0.0）
要介護3以上	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）

■ 自宅等での生活維持が困難な理由（抜粋）

自宅等で生活の維持が困難：88人 単位：人

内容	回答数 (複数回答)	内容	回答数 (複数回答)
必要な身体介護の増大	45	認知症の症状の悪化	44
移乗・移動	34	一人での外出が困難	20
排泄（日中）	33	家事に支障がある	19
排泄（夜間）	27	強い介護拒否がある	13

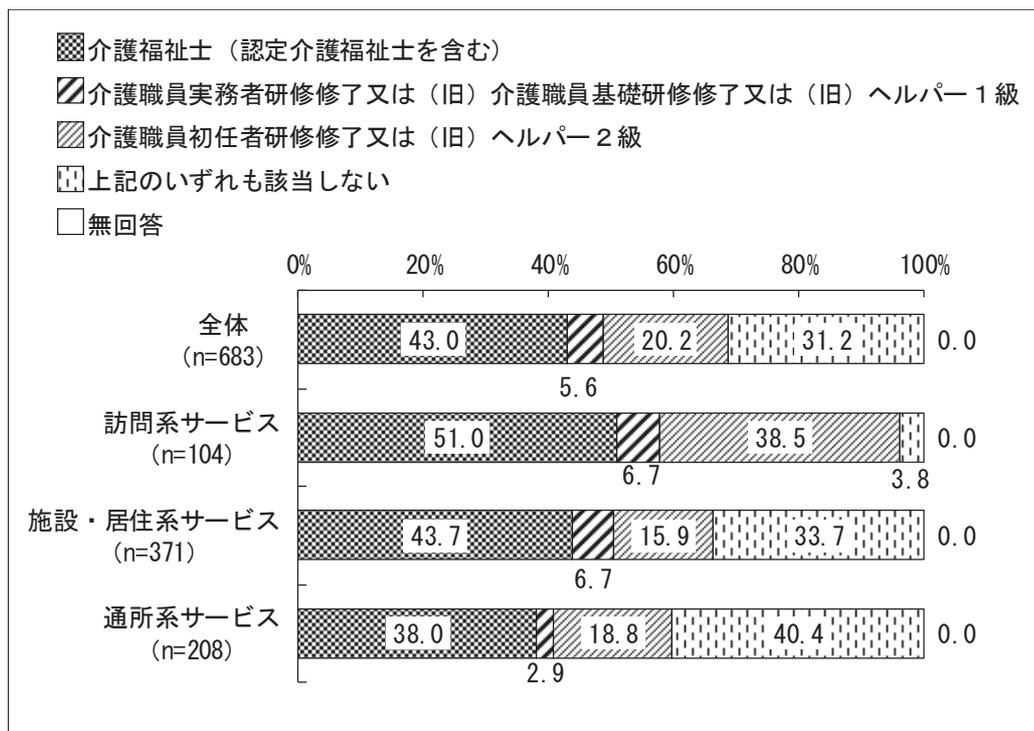


(2) 介護人材の確保

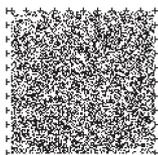
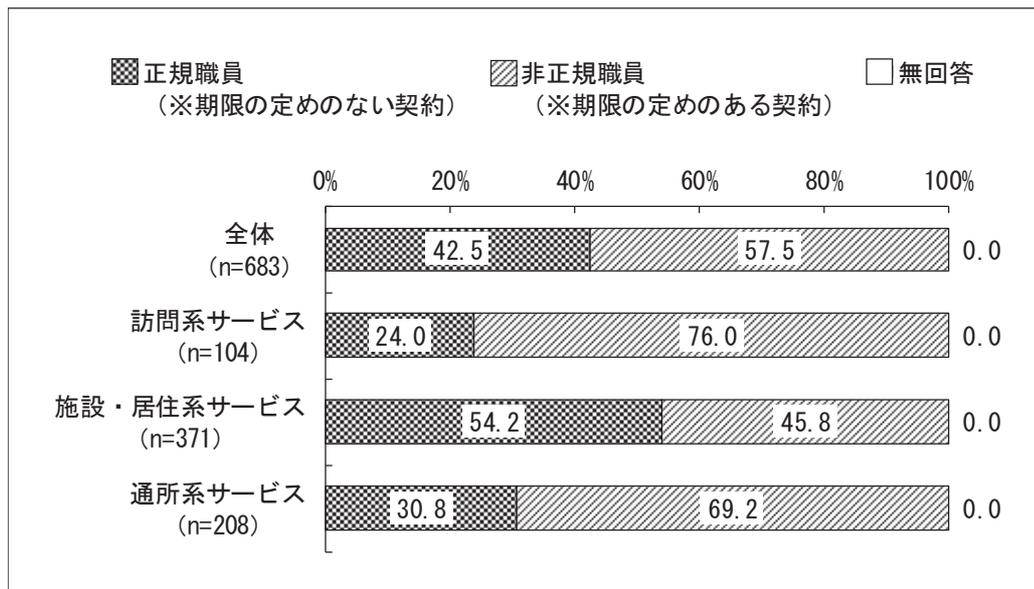
介護福祉士の資格を有している割合は、訪問系サービスでは51.0%、施設・居住系サービスでは43.7%、通所系サービスでは38.0%となっています。

また、正規職員の割合は、訪問系サービスでは24.0%、施設・居住系サービスでは54.2%、通所系サービスでは30.8%となっています。

■ 有資格の状況 [サービス別]



■ 雇用形態 [サービス別]



5 調査結果のまとめ

(1) 介護予防と高齢者の生活実態について

介護予防等への取組体制の強化

○後期高齢者の増加に対応して、介護予防の取組を強化するため、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、ボランティア団体、地域住民等と連携し、運動機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ予防、疾病の予防、共食の機会となる地域の身近な「通いの場」の設立及び活動の継続を支援するとともに、支援が必要な方の参加を促進する必要があります。

保健・医療に関する活動の推進

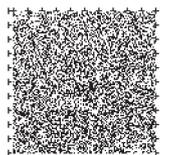
○高血圧の予防や改善、良好な口腔環境を維持できるよう、保健事業や「通いの場」等において、塩分の低減や運動習慣の保持、口腔環境の維持などの啓発・実践活動を進めるとともに、地域支援事業等による食の支援体制を検討する必要があります。

認知症についての啓発活動の推進

- 認知症の方の増加も見込まれることから、「広報ひだか」、市ホームページ、各種の介護予防事業、保健事業、各団体の会合、医療機関や介護保険サービス提供事業所等により、認知症予防をはじめ、認知症の相談窓口、認知症ケアパス、認知症初期集中支援についての情報提供を進める必要があります。
- 認知症サポーターの養成、チームオレンジの実施体制の検討により、地域ぐるみでの見守り体制づくりを進めるとともに、介護者の認知症状への対応への不安を軽減できるよう、認知症カフェ、家族介護教室の活用を促進する必要があります。

成年後見制度についての啓発活動の推進

- 成年後見制度の内容の認知は約3割にとどまっていることから、「広報ひだか」、市ホームページ、各種の介護予防事業、各団体の会合、介護保険サービス提供事業所等により、成年後見制度に関する情報提供を進める必要があります。
- 地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員等と連携し、成年後見制度の利用が望ましい方を把握するとともに、後見人を親族等に依頼できない場合に対応するため、社会福祉協議会、市民後見人、NPO法人等による実施体制の確保が必要です。



(2) 介護サービスの充実について

介護保険サービスの提供体制の強化

- 施設介護サービスの利用希望を踏まえ、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備を検討する必要があります。
- 訪問系サービスのみを利用している場合、在宅での介護を継続できるよう、通所系や短期系のサービスを組み合わせた利用を促進する必要があります。
- ケアマネジャー等との連携により、24時間体制による支援及び医療のニーズがある方を把握し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの提供体制を確保するとともに、利用を促進する必要があります。

在宅介護者の就労継続支援

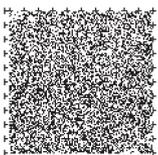
- 本人や家族等の意向も踏まえ、介護者が就労を継続できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスや小規模多機能型居宅介護等の提供体制を確保し、適切な利用を促進する必要があります。
- 移送サービス、外出同行、配食などの利用希望が多いことから、民間団体によるサービス提供を促進する必要があります。また、ボランティアを確保するため、社会福祉協議会等と連携してボランティア養成講座等を開催し、人材を育成する必要があります。
- 生活支援コーディネーターと連携し、住民団体、民間団体等による支援活動の効果的な活用を図る必要があります。
- 介護者への経済的支援や休暇制度等について、事業所への普及・啓発を進める必要があります。

介護保険サービス未利用世帯の把握による適切なサービス利用の支援

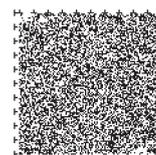
- 地域包括支援センター、ケアマネジャー、生活支援コーディネーター等と連携し、サービス未利用世帯の状況把握を進め、適切なサービスの利用を支援する必要があります。

介護人材の確保

- 介護保険サービス提供事業所と連携し、資格取得等についての情報提供を進め、介護人材の確保に努める必要があります。
- ボランティアポイント制度等の導入・活用により、ボランティア活動を行っている方に、介護分野の研修への参加を促進しやすい環境づくりを進める必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市では、高齢者の暮らしを支援し、生涯にわたって活動できる場を確保するとともに、地域の活動に積極的に参加できるような社会参加と生きがいづくりに取り組んでいます。

また、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。

今後も、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、地域特性に配慮した、きめ細かで多様な施策を進めていくため、地域での支え合いと高齢者の積極的な社会参加を基本とした総合的な高齢者福祉施策を推進する必要があります。

このようなことから、本計画の基本理念を「支え合い、生きがいを持って共に健やかに暮らせるまち」と定め、計画を推進します。

支え合い、生きがいを持って共に健やかに暮らせるまち

第2節 基本目標（指標）

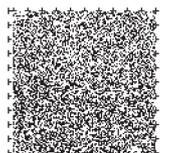
本計画の基本目標として、以下の4つを設定します。

- 目標1 老後の不安解消に努めます。
- 目標2 高齢者の健康づくりを支援します。
- 目標3 高齢者に関する相談に適切に応じます。
- 目標4 高齢者が必要とする介護サービスを適切に提供します。

また、基本目標の達成度を評価するための指標として、以下の4つを設定します。

■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		令和元年度	令和5年度	令和7年度 (総合計画)
【指標1】 老後に不安を感じている人の割合	%	69.9	66.6	65.0
【指標2】 健康シニア褒賞の受賞者数	人	37	43	46
【指標3】 高齢者に関する相談件数	件	6,702	6,767	6,800
【指標4】 介護サービス利用率	%	79.8	82.7	84.2

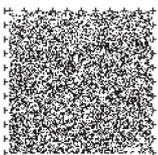
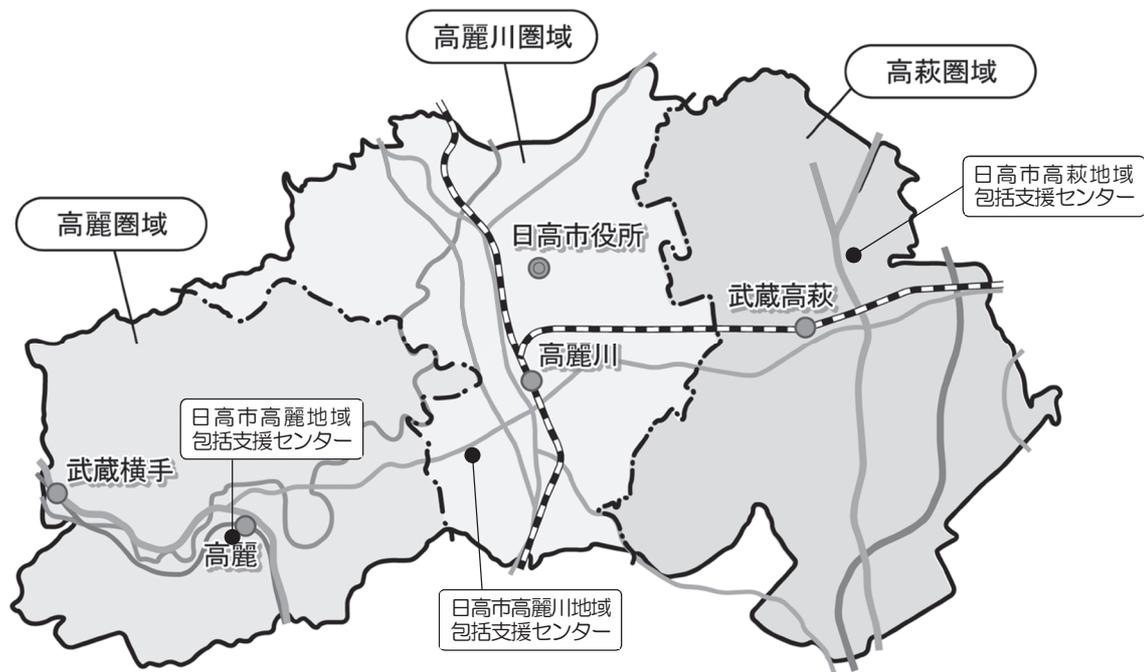


第3節 日常生活圏域の設定

全ての高齢者が住み慣れた地域（日常生活圏域）で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じた日常生活圏域を設定しています。

日常生活圏域は第7期計画に引き続き3圏域とし、圏域ごとに地域包括支援センターを設置します。

■ 日常生活圏域



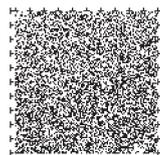
■ 日常生活圏域別行政区と地域包括支援センター

圏域	行政区	地域包括支援センター
高麗圏域	横手、久保（高麗）、台、こま武蔵台、横手台、高麗本郷、日向、元宿、清流、上高岡、下高岡、新堀（高麗）、栗坪、梅原、栗原	日高市高麗地域包括支援センター （高齢者サポートセンター武蔵台内）
高麗川圏域	楡木、新堀（高麗川）、四本木、野々宮、猿田、上鹿山、高麗川、宮ヶ谷戸、平沢上組、馬金、平沢中組、山根、川端、芝ヶ谷戸、久保（高麗川）、田波目、新宿（高麗川）、旭ヶ丘、原宿、鹿山上、鹿山下、中鹿山、下鹿山、太平洋セメント社宅、市営住宅、東急こまがわ1、東急こまがわ2、東急こまがわ3、東急こまがわ4、こま川団地1、こま川団地2、こま川団地3、県営鹿山団地、鹿山ハイツ、ガーデンパーク	日高市高麗川地域包括支援センター （日高市総合福祉センター「高麗の郷」内）
高萩圏域	高萩1、高萩2、高萩3、別所、谷津、宮前、下高萩、下大谷沢、高富、田木、馬引沢、大谷沢、中沢、向郷、女影上組、女影本村、高萩団地、天神、女影北口、高萩北、旭ヶ丘1、旭ヶ丘2、駒寺、栄新田、森高、高萩新宿、日高団地、日高台、むさし野団地、相原	日高市高萩地域包括支援センター

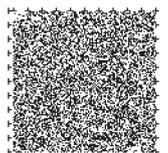
■ 各日常生活圏域の高齢化の状況

区分	人口	高齢者人口	高齢化率
全 市	55,408人	18,253人	32.9%
高麗圏域	11,334人	4,961人	43.8%
高麗川圏域	22,889人	6,924人	30.3%
高萩圏域	21,185人	6,368人	30.1%

資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）



第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

第1節 基本方針

本計画の基本理念である「支え合い、生きがいを持って共に健やかに暮らせるまち」を実現するため、次の基本方針を設定し、体系的に施策を展開します。

基本方針1 福祉事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、一人一人に合ったきめ細かな在宅福祉サービスを提供します。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

基本方針2 介護保険事業の推進

介護が必要となった人が介護保険サービスを利用し、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービス等の充実と安定的な提供体制を促進します。

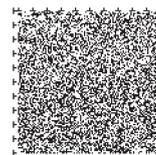
また、介護が必要な状態になる前からの介護予防事業を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症施策や在宅医療・介護連携を推進します。

基本方針3 長寿の暮らしの実現

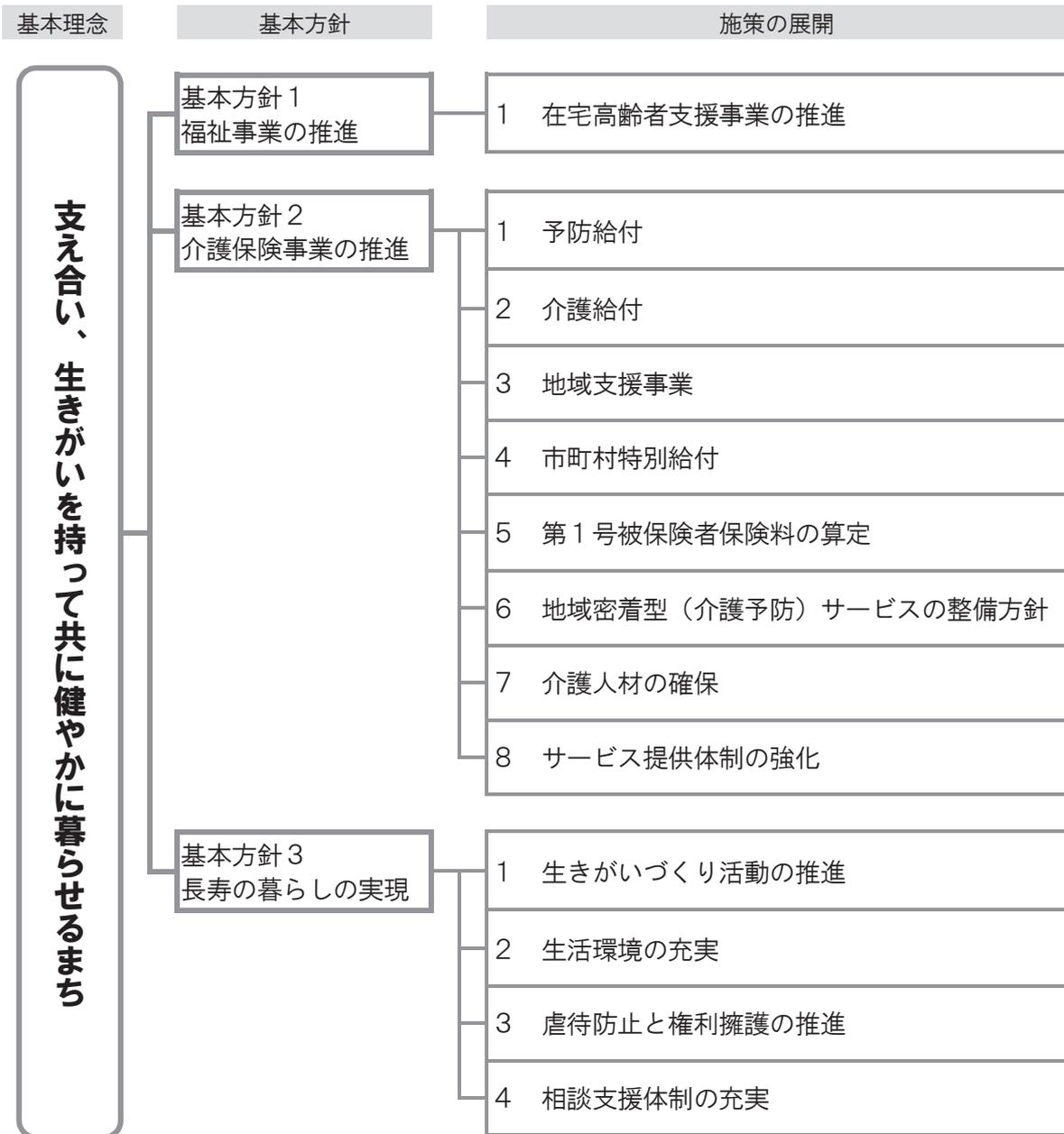
高齢者が心身共に健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、アクティブシニアをはじめとして全ての高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を促進します。

また、高齢者の移動手段の確保や防犯、防災対策を含め、安心・安全で快適な生活環境づくりに努めます。

さらに、高齢者への虐待防止、権利擁護の推進に努め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。



施策の体系



第2節 福祉事業の推進

1 在宅高齢者支援事業の推進

(1) 緊急通報システムの利用（緊急通報システム事業）

非常時にボタンを押すだけで受信センターとの連絡を取れる装置です。

■ 緊急通報装置の貸与

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
設置対象者数（人）		78	78	79	実施	実施	実施
延べ件数（件）		1,004	952	937	実施	実施	実施

(2) 家具転倒防止器具取付事業

地震発生時に転倒する可能性のある家具に、転倒防止のためのL字金具等の取付けをします。

■ 家具転倒防止器具取付事業

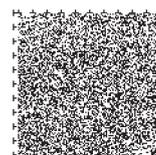
区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用件数（件）		2	0	1	実施	実施	実施

(3) 老人日常生活用具給付事業

生活の安全対策として、火災警報器の給付を行います。

■ 老人日常生活用具給付事業

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		0	1	0	実施	実施	実施
取付台数（台）		0	1	0	実施	実施	実施



(4) ねたきり老人介護手当の支給

常時ねたきりの状態か、これに準ずる状態が6か月以上継続している高齢者を家庭で介護している方への手当を支給します。

■ ねたきり老人介護手当の支給

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
対象者数(人)		35	34	25	実施	実施	実施
延べ人数(人)		354	303	312	実施	実施	実施

(5) 寝具消毒乾燥車の派遣

衛生と健康を保持することを目的として、寝具の消毒乾燥を実施します。

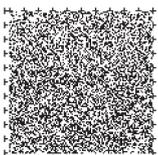
■ 寝具消毒乾燥車派遣事業

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
対象者数(人)		60	61	51	実施	実施	実施
延べ件数(件)		536	491	483	実施	実施	実施

※ 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現状であり、感染症防止を図るという観点から、感染時に重症化が懸念される高齢者が在宅で生活することは大変有効であると考えられます。

よって、市の一般財源により実施する上記(1)から(5)までの「在宅高齢者支援事業」については、現在の制度を維持するものです。

ただし、利用者ニーズの把握を継続するほか、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえる等、制度の内容については常に研究及び検討を行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。



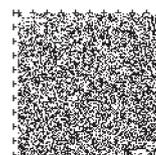
第3節 介護保険事業の推進

1 予防給付

利用者自身のできることを増やし、生き生きとした生活を送ることができるように身体の状態の維持と改善を目的としたサービスです。

■ 介護予防サービスの実績値と計画値

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	6,669	11,767	13,540	12,615	13,363	14,224
	回数(回/月)	123.3	208.1	270.3	222.0	235.0	250.0
	人数(人/月)	19	32	33	33	35	37
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,713	2,199	2,521	2,855	3,096	3,096
	回数(回/月)	81.3	62.5	72.4	80.9	87.6	87.6
	人数(人/月)	8	7	8	8	9	9
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	3,232	3,407	2,289	3,328	3,600	3,871
	人数(人/月)	21	26	20	25	27	29
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	20,552	21,551	24,139	25,710	29,920	32,640
	人数(人/月)	45	48	53	57	66	72
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	825	874	0	954	969	984
	日数(日/月)	11.2	12.0	0.0	13.0	13.2	13.4
	人数(人/月)	2	2	0	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	60	8	0	97	97	97
	日数(日/月)	0.6	0.1	0.0	1.0	1.0	1.0
	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0



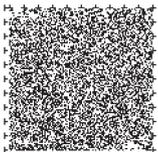
区分		年度		実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	8,331	11,985	13,378	14,897	16,424	17,563		
	人数(人/月)	122	158	177	199	220	236		
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	991	1,284	943	1,960	1,960	2,385		
	人数(人/月)	4	3	2	5	5	6		
介護予防住宅改修	給付費(千円)	6,611	6,606	4,968	7,639	8,631	8,631		
	人数(人/月)	6	7	4	8	9	9		
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	8,155	8,557	5,767	10,375	13,386	14,549		
	人数(人/月)	9	10	6	11	14	15		

■ 地域密着型介護予防サービスの実績値と計画値

区分		年度		実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0		
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0		
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,621	3,005	6,426	8,334	9,374	11,444		
	人数(人/月)	4	4	7	9	10	12		
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	2,720		
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	1		

■ 介護予防支援の実績値と計画値

区分		年度		実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
介護予防支援	給付費(千円)	9,377	11,252	12,272	12,742	13,791	14,561		
	人数(人/月)	169	206	225	232	251	265		



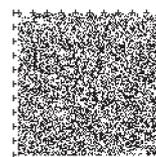
2 介護給付

高齢者の増加や認定率の上昇に伴い、各サービスの利用は増加していくと見込まれます。介護を必要とする高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、利用ニーズやサービス提供体制の整備動向を踏まえながら、サービス提供の充実に努めます。

また、介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応等も勘案し、サービス量を見込みました。

■ 居宅サービスの実績値と計画値

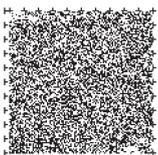
区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
訪問介護	給付費（千円）	131,754	139,948	159,415	187,472	197,154	209,618
	回数（回/月）	3,890.5	4,038.3	4,522.2	5,338.7	5,611.9	5,965.9
	人数（人/月）	257	256	267	304	321	341
訪問入浴介護	給付費（千円）	16,858	18,381	24,662	31,301	36,029	39,381
	回数（回/月）	118	126	167	212.3	244.3	267.0
	人数（人/月）	23	23	31	39	45	49
訪問看護	給付費（千円）	71,346	80,697	93,264	113,315	126,642	139,936
	回数（回/月）	1,092.0	1,187.5	1,367.5	1,651.5	1,843.0	2,029.9
	人数（人/月）	133	148	180	196	217	239
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	14,339	14,415	17,366	21,759	24,340	26,717
	回数（回/月）	411.5	408.3	497.3	621.1	695.2	764.2
	人数（人/月）	36	34	40	44	49	54
居宅療養管理指導	給付費（千円）	28,695	29,836	34,159	34,152	35,639	37,546
	人数（人/月）	184	194	230	221	231	244
通所介護	給付費（千円）	463,128	477,210	480,825	534,967	573,115	612,324
	回数（回/月）	5,305	5,446	5,314	5,832.3	6,235.7	6,645.3
	人数（人/月）	448	470	488	519	544	571
通所リハビリテーション	給付費（千円）	138,020	147,325	152,359	182,844	197,552	207,074
	回数（回/月）	1,375.6	1,476.7	1,515.8	1,826.0	1,965.2	2,059.0
	人数（人/月）	159	171	175	198	211	221
短期入所生活介護	給付費（千円）	69,477	78,584	76,788	90,692	97,143	105,656
	日数（日/月）	673.6	787.6	761.7	903.7	964.8	1,047.3
	人数（人/月）	78	77	54	82	87	93



区分		年度	実績値		見込値	計画値		
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	15,171	12,699	2,861	16,295	17,145	17,254	
	日数(日/月)	117.7	93.8	20.5	120.7	127.7	128.6	
	人数(人/月)	17	14	5	17	18	18	
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	86,919	90,260	103,954	103,363	111,018	119,997	
	人数(人/月)	555	574	626	647	694	751	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	3,400	3,377	4,105	4,475	4,801	5,214	
	人数(人/月)	10	10	12	14	15	16	
住宅改修費	給付費(千円)	11,293	8,989	9,466	11,684	12,645	14,580	
	人数(人/月)	10	9	10	12	13	15	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	124,102	130,642	156,925	172,194	183,346	189,883	
	人数(人/月)	57	56	67	74	79	82	

■ 地域密着型サービスの実績値と計画値

区分		年度	実績値		見込値	計画値		
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	9,321	10,769	14,275	12,445	17,271	26,006	
	人数(人/月)	5	7	9	8	11	17	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	49,547	47,205	37,914	50,763	55,095	57,265	
	回数(回/月)	522.5	498.8	407.6	553.0	599.2	624.4	
	人数(人/月)	65	59	49	66	70	73	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	27,108	23,195	27,071	28,292	29,889	32,061	
	回数(回/月)	237.9	197.4	213.0	237.4	252.4	269.7	
	人数(人/月)	20	15	16	23	24	26	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	72,085	86,703	100,047	106,034	109,563	113,033	
	人数(人/月)	36	40	42	49	51	53	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	75,565	49,634	52,693	55,207	55,238	89,089	
	人数(人/月)	27	17	17	18	18	29	



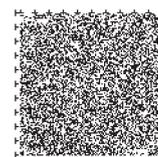
区分		年度		実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	60,690	63,479	75,935	65,355	65,392	65,392		
	人数（人/月）	20	20	22	20	20	20		
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0		
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0		

■ 施設サービスの実績値と計画値

区分		年度		実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
介護老人福祉施設	給付費（千円）	739,236	829,324	851,929	893,114	904,979	911,999		
	人数（人/月）	254	279	287	299	303	305		
介護老人保健施設	給付費（千円）	539,788	480,690	378,018	389,711	397,335	404,195		
	人数（人/月）	164	146	112	119	121	123		
介護医療院	給付費（千円）	0	101,277	266,299	349,414	373,529	400,248		
	人数（人/月）	0	22	64	77	83	89		
介護療養型医療施設	給付費（千円）	122,668	71,052	53,663	29,211	12,493	0		
	人数（人/月）	31	18	14	7	3	0		

■ 居宅介護支援の実績値と計画値

区分		年度		実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
居宅介護支援	給付費（千円）	147,041	155,560	160,312	166,141	175,220	189,680		
	人数（人/月）	894	920	938	972	1,023	1,103		



3 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型サービス・通所型サービス】

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスに加え、緩和した基準によるサービスを提供します。対象者は、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者です。

■ 介護予防・生活支援サービスの実績値と計画値

区分		年度	実績値		見込値	第8期計画値		
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
訪問型サービス	人数(人/月)		87	96	121	114	117	121
通所型サービス	人数(人/月)		175	180	198	209	215	222

【介護予防ケアマネジメント】

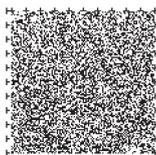
介護予防ケアマネジメントにより、心身や世帯等の状況から、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるように援助します。

②一般介護予防事業

【介護予防普及啓発事業】

ロコトレ教室、脳イキイキ教室等の介護予防教室や認知症に関する講演会を実施することにより、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を図ります。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ロコトレ教室	年間開催回数：43回（1か所） 参加延べ人数：2,027人	43回 1か所	43回 1か所	43回 1か所
脳イキイキ教室	年間開催回数：各圏域 22回（各2か所） 参加延べ人数：高麗圏域 442人 高麗川圏域 601人 高萩圏域 494人	各圏域 22回 各2か所	各圏域 22回 各2か所	各圏域 22回 各2か所
認知症講演会	年間開催回数：1回 参加人数：97人	実施	実施	実施



【地域介護予防活動支援事業】

住民主体の介護予防教室である「くりくり元気体操」の普及を推進するとともに、その活動を支援する介護予防ボランティア（くりくりサポーター）の養成を継続して実施します。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
くりくりサポーター養成講座	年間開催回数：8回（1クール） 参加人数：25人 理学療法士会から理学療法士の派遣あり	実施	実施	実施
くりくり元気体操	活動組織数：32グループ	32グループ	32グループ	32グループ
	理学療法士派遣による体操指導や体力測定 の支援（38回）	実施	実施	実施

【地域リハビリテーション活動支援事業】

住民主体の介護予防活動、ボランティア養成講座、地域ケア会議にリハビリテーション専門職の派遣を行っています。地域における介護予防等への取組を強化するため、引き続き、リハビリテーション専門職の派遣を行います。

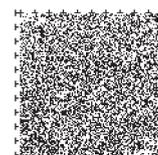
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

①第1号介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメントを各地域包括支援センターで実施しています。

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となってもその重度化をできる限り防ぐために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう必要な支援を行います。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント	延べ1,843件	1,850件	1,850件	1,850件



②総合相談支援業務

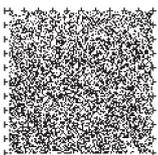
住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等の相談を行います。引き続き、相談支援業務の充実を図ります。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談支援業務	電話 1,905件 来所 852件 訪問 724件 文書 16件	実施	実施	実施

③権利擁護業務

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない高齢者が、尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

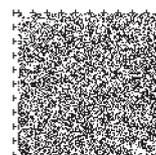
項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度の活用促進	制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等：123件 相談・申立件数：3件	実施	実施	実施
老人福祉施設等への措置の支援	実績：1件	実施	実施	実施
高齢者虐待への対応	相談件数：33件（延べ件数 109件）	実施	実施	実施
困難事例への対応	相談件数：715件（延べ件数 2,199件）	実施	実施	実施
消費者被害の防止	相談件数：3件（延べ件数 5件）	実施	実施	実施



④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように地域の基盤を整えるとともに、介護支援専門員を支援します。

項目	令和元年度の 取組概要	第8期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
包括的・継続的なケア体制の構築				
医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築	各地域包括支援センターにて実施 圏域型ケア会議 22回（3圏域合計）	実施	実施	実施
介護支援専門員と関係機関の連携支援	地域包括支援センター主催で事業所 情報交換会を実施	実施	実施	実施
介護保険サービス以外の社会資源との連携・協力体制の整備	各地域包括支援センターが実施 高麗圏域：第2層協議体開催 高麗川圏域：第2層協議体開催 高萩圏域：第2層協議体開催、民生 委員との情報交換会	実施	実施	実施
地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域包括支援センターが3圏域合同 でケアマネサロンを開催（隔月） 事例検討や情報交換	実施	実施	実施
日常的個別指導・相談	各地域包括支援センターが実施 延べ件数：526件	実施	実施	実施

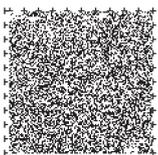


(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

①在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供するための体制の構築を進めます。

項目	令和元年度の取組概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	飯能市・日高市合同情報交換会 開催回数：3回	実施	実施	実施
在宅医療・介護連携に関する相談支援				
相談窓口の人材配置	コーディネーター2名 相談件数:10件(拠点としては31件)	2名	2名	2名
退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整	在宅療養支援ベッド使用時、医療介護関係者と連携	実施	実施	実施
地域の医療機関・介護事業者相互の紹介	実施	実施	実施	実施
医療・介護関係者の研修				
多職種でのグループワーク等の研修	多職種連携座談会 飯能・日高地区ワールドカフェとして実施	実施	実施	実施
医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修	多職種連携座談会 飯能・日高地区ワールドカフェとして実施			
地域住民への普及啓発				
在宅医療・介護連携に関する講演会の開催	市民フォーラムとして実施	実施	実施	実施
パンフレットの作成・配布等	パンフレットを作成し、関係機関へ配布	実施	実施	実施
在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	○飯能市と共同で、飯能地区医師会へ委託し、在宅医療連携拠点はんのを設置 ○飯能・日高地区として多職種連携座談会を開催	実施	実施	実施



②生活支援体制整備事業

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供が求められており、地域住民やNPO、ボランティア、民間企業、協同組合、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者の社会参加及び介護予防・生活支援サービス等の充実を図ります。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】

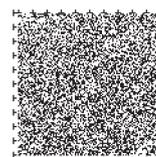
地域の高齢者のニーズや、地域に不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）により、高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーターの配置	第1層：専任2名（社会福祉協議会）	2名	2名	2名
	第2層：各圏域兼務1名（地域包括支援センター）	1名	1名	1名

【協議体の活用】

介護予防・生活支援サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められています。多様な関係機関の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するため、第1層（全市）協議体、第2層（日常生活圏域）協議体を設置しており、今後もその取組を推進します。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体の活用	開催回数 市全体：7回 高麗圏域：4回 高麗川圏域：2回 高萩圏域：3回	実施	実施	実施



③認知症対策の推進

認知症は誰もがなりうる身近なものであるといえます。

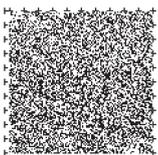
認知症対策は、認知症の発症を遅らせる「予防」と、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる「共生」社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら進める必要があります。

認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症サポーター養成等を通じた理解促進や普及啓発をはじめ、認知症本人の発信支援、予防と認知症への備え、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加の促進など様々な取組を総合的に推進することが重要となっています。

【認知症初期集中支援推進事業】

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を活用し、早期診断・早期対応を図ります。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム	支援チームとその活動を周知するため、広報ひだか・市ホームページに掲載	実施	実施	実施
	訪問支援対象者の把握、専門医を含めたチーム員会議の開催、初期集中支援の実施、引継ぎ後のモニタリング	実施	実施	実施
	認知症初期集中支援チーム検討委員会で、実績報告やチーム運営上の課題の検討	実施	実施	実施



【認知症地域支援・ケア向上事業】

市では、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。認知症の方やその家族からの相談に応じるとともに、認知症医療疾患センターなどの関係する医療・介護機関及び地域の支援機関とのネットワークの構築を図ります。

また、認知症の進行状況に応じて利用できるサービス等を整理した「認知症ケアパス」の配布・啓発、成年後見制度の周知と利用支援を進めます。

さらに、地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援として、令和元年3月より地域包括支援センターを認知症ケア相談室として位置付けており、利用促進に向けて周知を図ります。

【認知症家族への支援】

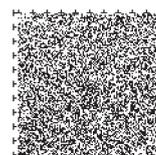
認知症の方及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェについて、実施内容の充実、実施箇所の増加について取り組みます。

また、介護休業制度の周知や普及を進めます。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ	地域包括支援センターに委託し実施			
	高麗圏域：1か所	1か所	1か所	1か所
	高麗川圏域：3か所	3か所	3か所	3か所
	高萩圏域：2か所	2か所	2か所	2か所

【認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業】

地域で暮らす認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを結び付ける「チームオレンジ」の取組を推進します。「チームオレンジ」の立ち上げ支援として、認知症サポーターでもある介護予防ボランティア「くりくりサポーター」にフォローアップ講座等を実施し、くりくり元気体操に参加している方の見守り等につなげていきます。



【若年性認知症等への支援】

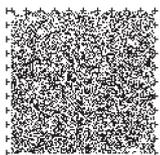
若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障がいなどに対する事業所や市民の理解の促進を図るとともに、本人や家族に対する相談体制の整備・充実を図ります。

【認知症高齢者等の行方不明者への対応】

認知症等で徘徊し、行方不明となった高齢者を検索するため、警察署の要請に基づき、防災行政無線による情報提供の呼び掛けを実施しています。

また、行方不明になった場合でも、早期に発見できるように、認知症高齢者位置情報サービスへの助成等を行っています。

さらに、徘徊高齢者への対応を学ぶための徘徊高齢者模擬訓練の実施について検討します。



(4) 任意事業

①介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不必要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切な介護サービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用を適正化します。

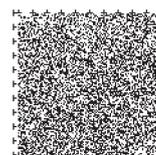
項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
主要介護給付等費用適正化事業	要介護認定の適正化	全件	全件	全件
	ケアプランの点検			
	住宅改修等の点検			
	縦覧点検・医療情報との突合	年12回	年12回	年12回
	介護給付費通知	年2回	年2回	年2回
	給付実績を活用した分析・検証事業	年12回	年12回	年12回
	介護サービス事業者等への適正化支援事業	年6回	年6回	年6回

②家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護者等を介護する者の支援のため、必要な事業を行います。

介護に取り組む家族等への支援として、家族介護教室の開催などにより、情報提供や支援を充実します。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護教室の開催	日高市社会福祉協議会へ委託 開催回数：3回 延べ参加者数：36人 内容：介護技術、口腔ケア、介護食について、地域包括について、認知症について、介護者のつどいについて	3回	3回	3回
認知症高齢者見守り事業	認知症高齢者位置情報サービス利用助成事業（GPS機器の導入初期費用を助成）	実施	実施	実施



③その他の事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業を実施します。

【成年後見制度利用支援事業】

親族等がない高齢者に係る成年後見制度の市長申立てを行うとともに、成年後見人の報酬についての助成をすることで、制度を利用する方の支援を行います。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	相談件数：4件 申立て件数：3件	実施	実施	実施

【福祉用具・住宅改修支援事業】

福祉用具や住宅改修に関する相談・助言・情報提供の実施、支給の申請に係る書類の作成支援及び作成した場合の経費の助成等を行います。

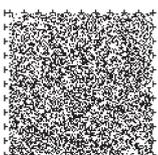
項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具・住宅改修支援事業	相談・助成件数：28件	実施	実施	実施

【認知症サポーター等養成事業】

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を支援するサポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。

また、認知症サポーターが認知症に関する知識を更に深め、地域で支援活動に取り組むことができるよう、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター等養成事業	市・地域包括支援センターが開催 開催回数：23回 受講者数：529人 累計認知症サポーター数：4,014人	開催回数 23回	開催回数 23回	開催回数 23回



【地域自立生活支援事業】

月曜日から金曜日までの希望する曜日に、栄養バランスの良い昼食を配食するとともに、安否確認を実施します。

項目	令和元年度の実績概要	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービス事業	内容：市内に住む65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯で、身体的又は精神的理由により調理が困難な方へ配食サービス費の助成 対象者：34人	実施	実施	実施

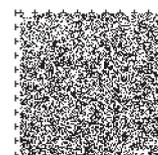
4 市町村特別給付

(1) ねたきり老人等紙おむつ支給事業

要支援1・2及び要介護1～5の認定を受け、家庭で介護を受けている65歳以上のねたきり状態かこれに準ずる状態で、かつ常時紙おむつを使用している方に紙おむつを支給します。

■ ねたきり老人等紙おむつ支給事業の実績値と計画値

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
ねたきり老人等紙おむつ支給事業	金額（千円）	5,765	5,477	6,120	6,120	6,120	6,120
	人数（人/月）	82	80	90	90	90	90



5 第1号被保険者保険料の算定

■ 標準給付見込額

単位：千円

項目	年度	第8期			令和7年度	令和22年度	
		合計	令和3年度	令和4年度			令和5年度
標準給付費見込額		12,457,696	3,962,122	4,135,815	4,359,758	4,732,198	6,029,910
総給付費		11,819,803	3,751,706	3,927,184	4,140,913	4,499,674	5,729,058
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)		335,972	114,057	108,306	113,608	123,762	162,539
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)		263,517	84,181	87,522	91,813	95,843	120,518
高額医療合算介護サービス費 等給付額		31,198	9,894	10,400	10,903	10,173	14,014
算定対象審査支払手数料		7,205	2,283	2,401	2,519	2,744	3,781

■ 地域支援事業費

単位：千円

項目	年度	第8期			令和7年度	令和22年度	
		合計	令和3年度	令和4年度			令和5年度
地域支援事業費		660,372	216,748	220,090	223,533	236,746	302,014
介護予防・日常生活支援総合事 業費		344,406	111,426	114,768	118,211	125,304	190,572
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業 費		224,781	74,927	74,927	74,927	81,047	81,047
包括的支援事業(社会保障充実 分)		91,185	30,395	30,395	30,395	30,395	30,395

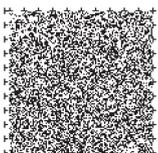
■ 市町村特別給付

単位：千円

項目	年度	第8期			令和7年度	令和22年度
		合計	令和3年度	令和4年度		
市町村特別給付		18,360	6,120	6,120	6,120	6,120

■ 保険料基準額(月額)

項目	第7期 平成30～令和2年度	第8期 令和3～5年度	令和7年度 (見込)	令和22年度 (見込)
保険料基準額	4,700円	4,700円	5,520円	6,759円



6 地域密着型（介護予防）サービスの整備方針

地域密着型（介護予防）サービスは、認知症やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれますので、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供を行うものです。

本計画において整備予定のないサービスは、利用者ニーズの動向、市内及び近隣事業者の参入意向等を継続的に把握し、必要に応じて基盤整備を図ります。

■日常生活圏域ごとの地域密着型（介護予防）サービス設置見込み

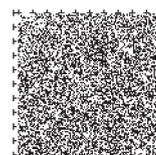
単位：か所

項目	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		夜間対応型訪問介護		地域密着型通所介護		認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		看護小規模多機能型居宅介護	
	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存
高麗圏域			0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	0	0	1	0	0
高麗川圏域	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
高萩圏域			0	0	0	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
市全体	1	1	0	0	0	4	0	1	0	3	1	1	0	0	0	1	0	0

■日常生活圏域ごとの必要利用定員数

単位：人/日

項目	認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高麗圏域	0	12	12	0	0	0	20	20	20
高麗川圏域	0			0	0	0	0	0	
高萩圏域	18	18	18	0	0	0	0	0	0
市全体	18	30	30	0	0	0	20	20	20



7 介護人材の確保

高齢者の増加に伴い、福祉や介護の担い手の確保と育成の支援が重要になっています。このため、サービス提供事業所との連携等により介護人材の必要量の把握を進め、求人情報の紹介、合同就職面接会の開催など、人材確保に向けた支援を行う必要があります。

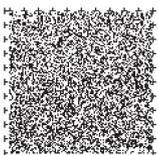
アクティブシニアといった高齢者等が介護施設等での就労を促進する取組や、ボランティア活動に応じてポイントが付与されるボランティアポイント制度の導入及び活用により、就労的活動を促進します。

また、学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事について理解を促進するとともに、社会福祉協議会と連携し、介護の仕事を知るための体験の機会の創出に努めます。

さらに、サービス提供事業所における業務仕分け、介護ロボット、ICTの活用など業務改善に関する情報提供を進めるとともに、保育施設の設置、キャリアアップのための研修受講の負担軽減、代替職員の確保に関する情報提供を進めます。

8 サービス提供体制の強化

高齢者人口や要介護・要支援認定者数、介護ニーズの動向を踏まえ、必要とされる介護給付等のサービス内容や地域支援事業の提供体制を確保するため、市内の介護保険サービス提供事業所等と連携し、サービス内容の多様化や提供体制の強化を促進します。



第4節 長寿の暮らしの実現

1 生きがいきづくり活動の推進

(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動を通じた仲間づくり

高齢者が主体的に活動し、社会参加を通じて仲間づくりや生きがいきづくりを促進するために、身近な地域における活動の場の充実が求められています。

生涯学習ボランティアへの登録と活用を促進するとともに、誰でも気軽に参加できる幅広いスポーツ・レクリエーションプログラムの提供を引き続き進めます。

各公民館で実施している定例ウォーキングコースの設定に当たっては、日高市運動普及推進員と連携を図り、誰もが簡単に楽しめるウォーキングマップ等による周知を図ります。

また、老人クラブの活性化に向けては、友愛訪問活動や清掃奉仕活動、地域見守り活動などの高齢者同士の助け合い、スポーツ・レクリエーションによる健康づくりや交流活動の他、老人クラブの活動を活性化するため、情報提供等を適宜行うなどして、その活動を支援します。

(2) シルバー人材センターの活動支援

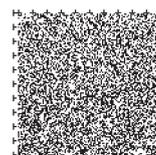
アクティブシニアの豊富な経験や知識を生かし、働くことを通じて、高齢者の自立と社会参加の機会を創出します。

また、高齢者に適した臨時的・短期的な就業機会を提供するため、就労的活動支援コーディネーター設置の検討など、シルバー人材センターの活動を支援します。

(3) 高齢者福祉センターの利用促進

高齢者の交流活動の拠点として、日高市総合福祉センター「高麗の郷」の利用促進を図ります。

また、施設の適切な維持管理を行います。



2 生活環境の充実

(1) 感染症対策

感染予防の情報提供や周知徹底に努めるとともに、インフルエンザや肺炎球菌ワクチン等の予防接種の助成や勧奨を行っていきます。

また、高齢者の通いの場や介護サービスの提供は、多くの高齢者が集団となる場であり、利用者と支援者等が至近距離で接する場でもあります。新型コロナウイルスをはじめとする感染症を予防するため、手指消毒やマスク着用など、具体的な予防策に関する情報提供等を充実し、通いの場の活動や介護サービスの提供を支援していきます。

さらに、「日高市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、関連する市の取組や関係機関との連携を強化し、感染症対策を進めます。

(2) 居住の場の確保

①軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境・住宅事情・経済状況などの理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が入所する施設です。現在、市内に定員50人のケアハウスが1か所あります。

②サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保するため、日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認や様々な生活支援サービスを受けることができます。高齢者のニーズに応じた居住施設を整備するため、関係行政機関等との連携を図ります。

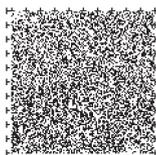
③有料老人ホーム

入浴・排泄・食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理など、日常生活に必要なサービスが受けられる高齢者向けの居住施設です。高齢者のニーズに応じた居住施設を整備するため、関係行政機関等との連携を図ります。

■ サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム（住宅型）の入居定員総数

区分		年度	計画値			
		実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス付き高齢者向け住宅	施設数（か所）	5	4	4	4	
	定員総数（人）	139	110	110	110	
有料老人ホーム（住宅型）	施設数（か所）	2	2	2	2	
	定員総数（人）	31	31	31	31	

※本計画期間において、新たな特定施設入居者生活介護の市内における増加は、見込んでいません。



(3) 高齢者の移動支援

①高齢者等おでかけ支援事業

運転免許証の返納等により自力での移動が困難な高齢者等が、買い物や通院、社会参加等の外出をしやすくなるよう、路線バス又はタクシーの運賃の一部補助を行います。

②日高市地域支え合い事業

付き添いによる支援を必要とする高齢者が、買い物や通院、手続等の外出をしやすくなるよう、地域おたすけ隊による外出支援活動の充実を図ります。

(4) 防災対策

①防災意識の醸成

近年の度重なる災害の教訓から、地域の支え合いや見守りが高齢者の身を守る重要な備えであることが認識されています。高齢者自身の防災意識とともに、地域のつながりで見守り意識を醸成していくことが必要です。

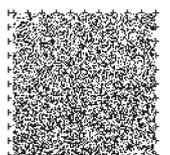
高齢者にも分かりやすい防災情報の提供や防災訓練の参加促進、「日高市地域防災計画」に基づいた防災の取組を進めます。

また、サービス提供事業所における防災対策については、情報提供や災害時の連携協力の強化に努めます。

②避難行動要支援者への支援

平成28年度から市内全世帯を対象とした「安否確認訓練」を実施し、大規模災害発生時における市民の安否確認の手順を実践しています。今後は、避難行動要支援者を含めた安否確認訓練の実施を促す必要があります。

要介護認定を受けている高齢者や重度の障がい者は、災害時に自力で避難することが困難なことから、事前に名簿の提供に同意した方の情報を避難行動要支援者同意者名簿として区・自治会、自主防災組織などに配布しています。引き続き、災害時に地域住民の力を借りて支援する仕組みの構築を進めます。



(4) 安心と安全の確保

①防犯対策の充実

振り込め詐欺等、高齢者が巻き込まれる犯罪が絶えず発生しているため、引き続き、防犯情報の提供や自主的な防犯パトロール等の活動が必要です。

犯罪の発生やその被害を未然に防ぐため、地域住民による防犯パトロール活動団体を支援するとともに、飯能警察署や関係団体との連携強化を図り、組織的な防犯活動を展開していきます。

また、高齢者のつどいの場を活用した防犯教室の開催に努めます。

②交通安全

県内の交通事故死亡者の約半数が高齢者であることから、飯能警察署等交通関係団体と連携し、高齢者を対象とした交通安全の啓発を進めます。

また、「広報ひだか」に交通事故について掲載し、交通安全意識の向上を図ります。

(5) 消費者被害防止の推進

消費生活に関するトラブルが多様化しているため、被害にあった場合の対処方法や被害の未然防止のための啓発が必要です。

多様化、複雑化する消費者問題に対応した講座内容・講師の選別を実施していきます。被害の対象となりやすい高齢者世帯を守るために、「広報ひだか」や市ホームページなどを活用して消費生活に関する情報の提供を行うとともに、民生委員・児童委員、老人クラブなどと連携を図っていきます。

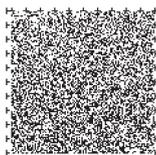
消費生活相談については、件数の推移などに応じて更なる充実を検討します。

(6) 情報提供の充実

高齢者に必要な保健・福祉サービスの種類や内容は多様化しており、様々な媒体を活用して分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

特に「広報ひだか」、パンフレット、市ホームページ等については、福祉情報の充実とともに、分かりやすさ、読みやすさ、親しみやすさなどにも配慮していきます。

また、「声の広報ひだか」の作成も行っていきます。



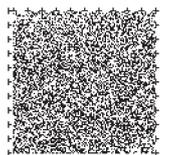
3 虐待防止と権利擁護の推進

(1) 高齢者の虐待防止

高齢者の虐待の防止と早期発見に向け、虐待についての理解を深めるとともに、地域包括支援センターと他の関係機関で構成された日高市要援護高齢者等支援ネットワーク「日高あんしんねっと」の活動を推進します。

また、認知症高齢者の介護者は、心身への負担が大きいことから介護ストレスを抱えることもあります。虐待の防止に資するため、地域包括支援センターの総合相談窓口の充実を図ります。

なお、65歳以上の高齢者で環境上の理由、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を入所させる養護老人ホームについては、今後も入所措置を調整していきます。



(2) 権利擁護事業の活用促進（「日高市成年後見制度利用促進基本計画」）

認知症などによって物事を判断することが難しくなった場合に、財産管理や、サービスの利用、入院・入所等の契約などについて、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に援助する成年後見制度があります。

令和元年度に実施した高齢者へのアンケート調査では、成年後見制度について聞いたことがあるという人が44.8%、制度の内容を知っているという人は28.9%にとどまっています。

また、必要になったときに利用したいという人は44.6%でした。

今後も成年後見制度の周知に努めるとともに、必要な人が円滑に利用できるよう、相談と支援体制の充実を図ります。

①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢者の権利を擁護するための仕組みとして、認知症高齢者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方への支援として、社会福祉協議会が、金銭管理や各種申請など日常的な生活援助の範囲内での支援を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を実施しています。

②成年後見制度の周知と利用促進

成年後見制度の普及・啓発のため、制度の内容、利用に当たっての助成や支援内容等について周知や広報活動を行います。

また、関係機関と連携し、成年後見のニーズの拾い出しに努めるとともに、必要な人が早期の段階から相談ができるよう、相談窓口等の充実を図ります。

③日高市成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する必要があると認められるにもかかわらず、制度を利用できない方を対象とした「日高市成年後見制度利用支援事業」の普及と利用を促進します。

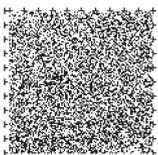
④市民後見人の育成等

社会福祉協議会等と連携を図りながら、市民後見及び法人後見の開始に向け、調査・研究を進めます。

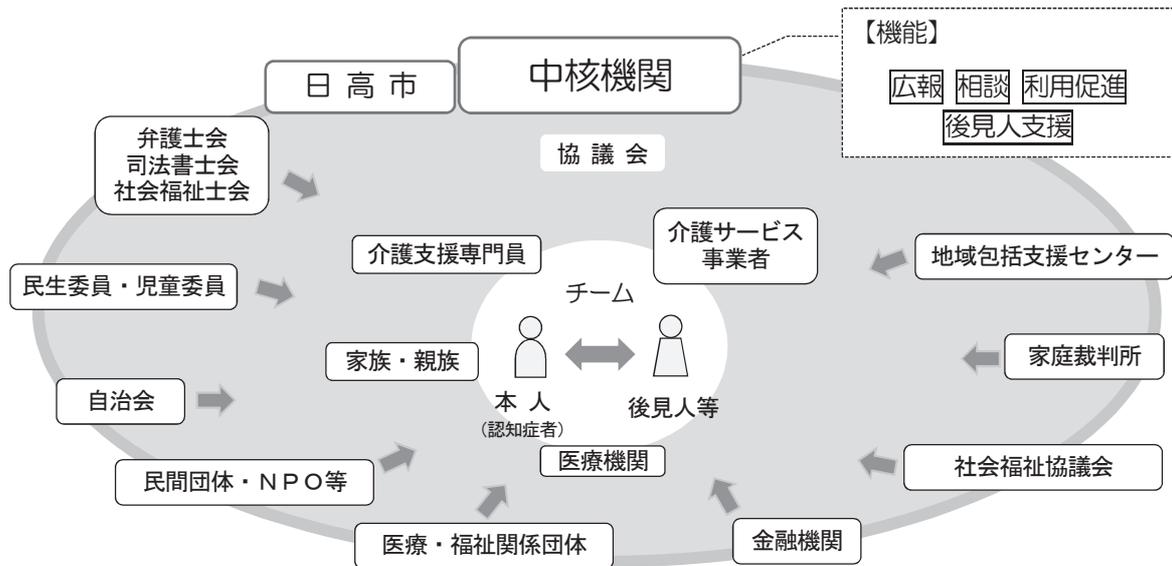
⑤地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置検討

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切な支援につなげる連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築を進めます。

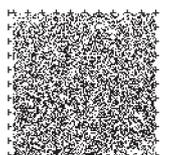
また、地域連携ネットワークの中核としてコーディネートを行う中核機関の設置についても検討します。



■ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関のイメージ（高齢者）



項目	内容
権利擁護支援の地域連携ネットワーク	必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。 既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するもので、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。
チーム	協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。
協議会	後見等の開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。
中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。
地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能	①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能 受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 ④後見人支援機能 など



4 相談支援体制の充実

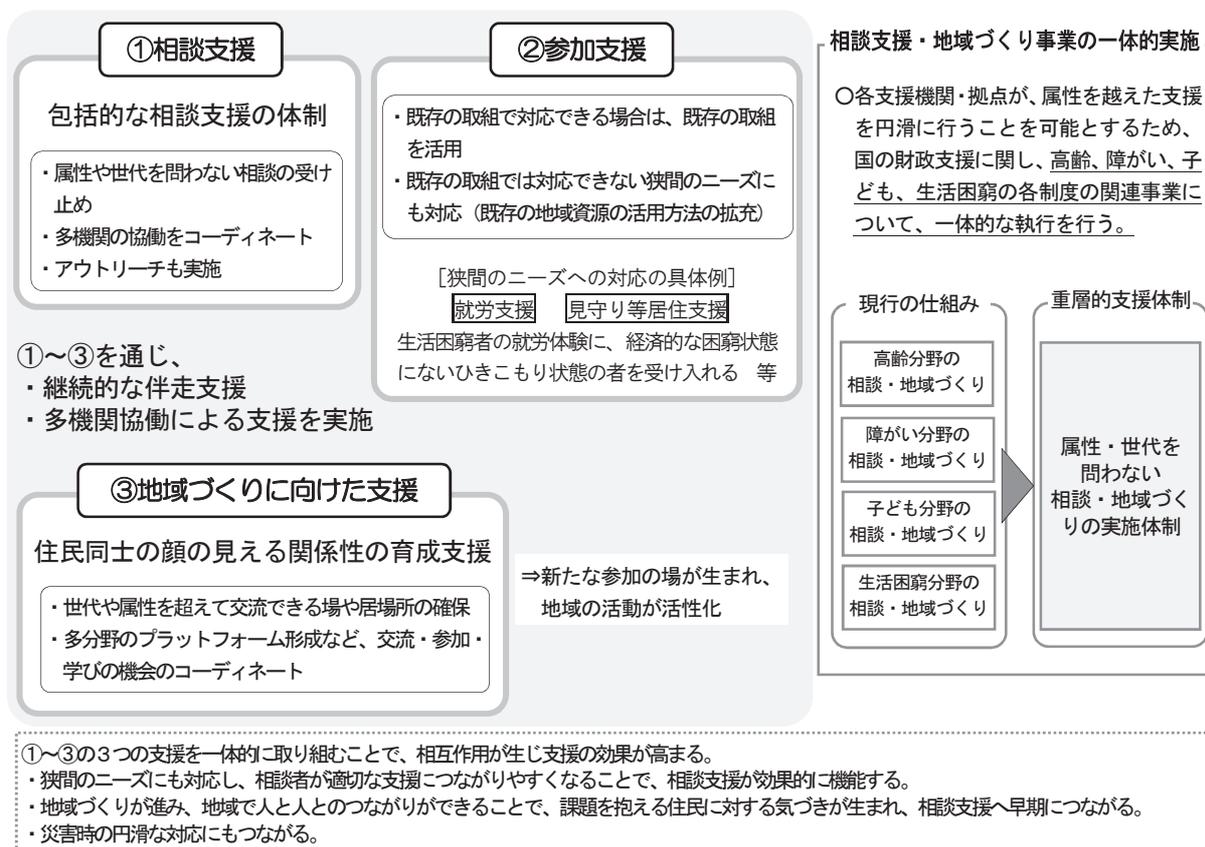
社会的孤立や生活困窮、8050問題など、高齢者を取り巻く課題の中には、複合化や複雑化した課題も多くなっています。

また、ヤングケアラー（18歳未満の介護者等）やダブルケア（介護と育児が同時期に直面すること）を行う人への支援は、制度や分野ごとの「縦割り」だけでは十分な対応が難しくなっています。

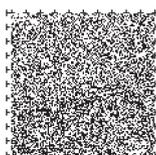
3か所の地域包括支援センターによる相談支援や生活支援コーディネーターを中心とする生活支援体制を強化するとともに、「日高市自殺対策計画」等関連計画との連携を図りながら、障がい福祉や生活困窮などの各分野の相談支援機関との連携協力や情報共有を進めます。さらに、包括的な相談支援と課題解決力の向上、長期的視点から見た「伴走型支援」の充実を図ります。

地域の全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを進め、交流と参加による地域資源の活用と活性化を図ります。

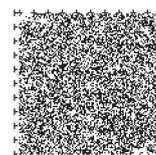
■ 重層的支援体制整備事業（社会福祉法に基づく新たな事業の創設）



資料：厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料から作成



参 考 资 料



参考資料

1 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成23年4月28日告示第88号

改正

平成28年3月30日告示第73号

日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画の案を作成し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。）
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 高齢者福祉、保健又は医療に関係する団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 市長は、前項第1号に掲げる者を委嘱する場合は、公募するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までの期間とする。

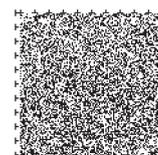
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康推進部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

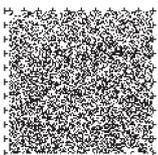
第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日告示第73号)

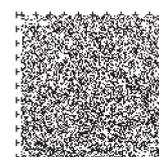
この告示は、平成28年4月1日から施行する。



2 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

要綱 第3条 第2項	選出区分	選出団体等	氏名 (敬称略)	役職
第1号	被保険者(介護 保険法第9条 の被保険者)	被保険者代表(第1号被保険者)	畑中 博	
		被保険者代表(第1号被保険者)	鈴木 敏男	
		被保険者代表(第2号被保険者)	中村 庸子	
		被保険者代表(第2号被保険者)	井上 満代	
第2号	関係行政機関 を代表する者	埼玉県保健医療部狭山保健所	栗林 享	
第3号	高齢者福祉、保 健又は医療に 関係する団体 を代表する者	社会福祉法人 日高市社会福祉協議会	高柳 美穂	
		公益社団法人 日高市シルバー人材センター	田中 ヨシ子	
		日高市老人クラブ連合会	岡野 喜代子	
		日高市民生委員・児童委員協議会	佐藤 美笑子	
		一般社団法人飯能地区医師会	高田 啓	委員長
		一般社団法人飯能地区歯科医師会	中野 憲一	副委員長
		飯能地区薬剤師会	今牧 晋一	
		医療法人和会	大竹 文代	
		社会福祉法人晃和会	石井 照代	
NPO法人 介護の手	目黒 祥子			
第4号	知識経験を 有する者	埼玉医科大学国際医療センター	鈴木 真弓	



3 日高市福祉計画検討委員会設置規程

平成 18 年 3 月 27 日訓令第 2 号

改正

平成19年 3 月 23 日訓令第 2 号
平成20年 3 月 26 日訓令第 5 号
平成21年 3 月 26 日訓令第 5 号
平成23年12月 8 日訓令第10号
平成25年 3 月 25 日訓令第 1 号
平成26年 1 月 24 日訓令第 1 号
平成27年 3 月 25 日訓令第 1 号
平成28年 3 月 30 日訓令第 5 号
平成29年 3 月 23 日訓令第 2 号
平成30年 3 月 22 日訓令第 3 号
平成30年 8 月 31 日訓令第 8 号
平成31年 3 月 13 日訓令第 2 号
令和 2 年 3 月 30 日訓令第 4 号

日高市福祉計画検討委員会設置規程

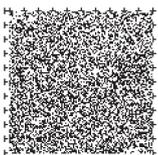
(設置)

第 1 条 日高市事務組織規則（平成17年規則第31号）第13条の規定に基づき、日高市福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び見直しその他当該計画に係る必要な事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画



(7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、福祉子ども部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、健康推進部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に出席する委員を指名することができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、別表第2に掲げる作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、作業部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(関係職員の出席等)

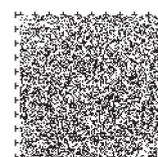
第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。



附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日訓令第2号抄）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 （略）

附 則（平成20年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月8日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日訓令第1号）

この訓令中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日訓令第8号）

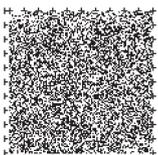
この訓令は、平成30年8月31日から施行する。

附 則（平成31年3月13日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

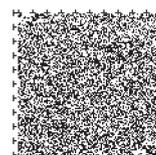


別表第1（第3条関係）

福祉子ども部長	生活福祉課長
健康推進部長	障がい福祉課長
政策秘書課長	子育て応援課長
市政情報課長	長寿いきがい課長
財政課長	保険年金課長
総務課長	保健相談センター所長
危機管理課長	建設課長
税務課長	都市計画課長
環境課長	市街地整備課副参事
産業振興課長	学校教育課長
市民課長	生涯学習課長

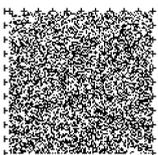
別表第2（第6条関係）

地域福祉計画策定作業部会
障害者・障害福祉・障害児福祉計画策定作業部会
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会
次世代育成支援行動計画策定作業部会
子ども・子育て支援事業計画策定作業部会



4 策定経過

年月日		内 容
令和元年	10月～1月	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「事業所調査」実施
令和2年		
	1月10日	第1回 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ○日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しについて
	8月26日	第2回 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 (書面開催) ○「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「事業所調査」の結果について
	11月30日	第3回 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ○第7期計画の実施状況について ○第8期計画の骨子について
	12月15日	日高市福祉計画検討委員会 ○第8期計画素案について
令和3年	1月13日	第4回 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 (書面開催) ○第8期計画素案について
	2月1日～ 3月2日	市民コメントの実施
	3月10日	日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員へ市民コメントの結果を報告
	3月18日	計画決定



5 市民コメント

◆募集の方法

- 1 広報ひだか（令和3年2月1日号）
- 2 市ホームページ
- 3 資料を配置（市役所1階行政情報コーナー、長寿いきがい課窓口、各公民館、生涯学習センター、総合福祉センター「高麗の郷」及び文化体育館「ひだかアリーナ」）

◆募集期間

令和3年2月1日（火）から令和3年3月2日（火）まで

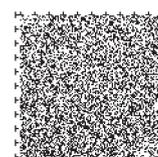
◆対象者

市内在住、在勤及び在学の人

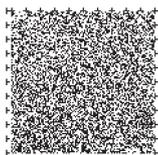
◆結果

意見の提出者3名、意見の件数9件（詳細は以下のとおりです。）

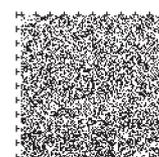
No.	寄せられた意見	市の考え方
1	<p>P69 ①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）</p> <p>社会福祉事業政策のスローガンは揺り籠から墓場までですが、日本では臨終までで、死後は福祉の対象外です。遺体は祭祀継承者である家族の所有物となり、葬儀や納骨は家族の役目とされてきました。核家族や高齢化・長寿化が進み、家族がいても死後の手続きを担えなことも多大になり、無縁遺骨や無縁墓が全ての人に増えている傾向に進んでおります。</p> <p>介護や育児同様に死後も社会全体で支える社会化が求められています。誰が死後の事務の担い手になるのか、踏み込んだ公助が必要となってきました。希望すればだれでも火葬や合葬を本人負担なしでできるようにお願いいたします、健康保険から支給される埋葬費や葬祭費では賄いきれません。</p> <p>死は全ての人に一度だけ訪れる。誰もが権利を行使できれば、こんなに平等で安心なことはないと思います。公的な第三者が履行を見届けるシステムが必要です。安心して迎えられる社会の実現のために。</p>	<p>お亡くなりになられた方については、近親者が葬儀等に対応することが原則と考えますが、身寄りが無い等、必要な手続き等を行えない方もいます。</p> <p>こうした場合、福祉事務所において埋葬等に対応できる場合もありますのでご相談いただきたいと思います。</p>



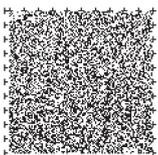
No.	寄せられた意見	市の考え方
2	<p>第7期計画の評価、検証について</p> <p>現在進行中の第7期計画については、9つの基本目標と3つの成果指標が設定されています。本計画の中には、この基本目標と成果指標について評価、検証が述べられていません。施策・事業がこの3年間にどのように実施され、高齢者福祉行政が進んだのか、まちづくりが進んだのか、一方で目標に達成できなかったこと（理由を含む）など評価、検証してください。本計画はこれらのことを踏まえて策定されているとは思いますが、実際どうであったのか、計画書の中に盛り込んでいただきたいと思えます。</p>	<p>第7期の計画は、令和2年度末までとなっています。現時点では、成果指標の結果が確定していないため、確定しましたら市ホームページで公表したいと考えます。</p>
3	<p>第6次日高市総合計画前期基本計画との関係について</p> <p>前期基本計画（令和3年度～7年度）の最初の3年間と本計画（令和3～5年度）とは期間が重複しています。高齢者福祉については前期基本計画の施策5、リーディングプロジェクト基本目標1と4のそれぞれ一部に盛り込まれています。両計画とも最終仕上げの段階となっていますが、再度、文言や数値の整合がとれているか、最終確認を大至急実施してください。</p>	<p>文言や数値の整合等につきましては、改めて確認等を行います。</p>
4	<p>参考資料について</p> <p>本計画の策定に当たっては、庁内検討委員会や市民が入った委員会による議論、実態調査や市民コメントを通じた意見聴取などを経て策定されています。これらの経過について、市民に分かりやすいよう記載していただきたいと思えます。</p>	<p>公募による市民も参加した「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」での議論の経過につきましては、市ホームページに会議結果の詳細を公表しております。</p> <p>また、昨年度に実施した各調査の結果につきましては、本計画の本編（第2章「日高市の現状及び将来推計」の第3節「アンケート結果からの現状」）に詳細を記載しております。</p> <p>なお、本計画につきましては、高齢者施策を担う各部署から提出された意見を踏まえて素案作成に着手したため、庁内検討委員会では、素案の大きな修正を伴う意見は提出されませんでした。</p>



No.	寄せられた意見	市の考え方
5	<p>参考資料について</p> <p>実態調査については、本編に詳細に結果と分析が記載されています。計画（案）について意見聴取した市民コメントの結果についても意見と市の考え方を記載していただきたいと思います。</p>	<p>市民コメントを取りまとめた結果、掲載可能なページ数に収まる見込みとなりましたので、参考資料に市民コメントの結果を掲載します。</p>
6	<p>計画全体を通じて(公用文表記基準に準じる記載について)</p> <p>①公用文の表記は「常用漢字表」に原則拘束されることとなっています。常用漢字と平仮名の使用について再度見直ししてください。</p> <p>②送り仮名も言葉により難しい言葉もありますが、再度見直ししてください。</p> <p>③文章の主旨によって、どちらが適切か難しい言葉、例示ですが「超える」、「越える」など、どちらが適切か再度見直ししてください。</p> <p>④「及び」、「等」などこれらも基準があります。再度見直ししてください。</p>	<p>原則として、常用漢字表に示した字と読みを使用しますが、常用漢字表に無い表現についても必要に応じて使用し、読みやすくなるよう努めてまいります。</p>
7	<p>計画全体を通じて(高齢者福祉計画と財政との関係について)</p> <p>本計画において、計画期間から先の中長期の人口、高齢者人口などの推計が示されています。人口減少が継続する中で、高齢化率は急速に上昇することが見込まれています。計画には多くの施策、事業が掲げられており、この3年間はサービス水準は維持できるのではと思います。しかし、高齢化率が上昇する中で、中長期のことを考えると、国・県・本市も財政が硬直化しており、サービス水準を維持していくことは大変困難なことと思います。健康保険や介護保険の世代ごとの負担割合なども制度を維持していく上で、議論が更に深まると思います。職員皆様方も本計画にとらわれることなく、財源確保に努めていただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、中長期では高齢者の増加による介護給付費への影響も非常に大きいものととらえています。</p> <p>第8期では、高齢者の増加とともに現役世代が急減する令和22年にも注目し、施設整備や介護離職ゼロを目指した対策にも踏み込んだものとしていますが、これによる負担など、制度維持にも注視する等して、適正なサービスの提供に努めてまいります。</p>



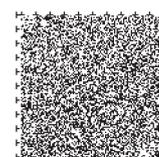
No.	寄せられた意見	市の考え方
	<p>さらに、計画書5ページに記載のとおり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)をぜひとも見据えた中長期的な視点で高齢者福祉施策を進めていただければと思います。市民一人一人も受益があれば負担もあることを意識して生活する必要があると思います。</p>	
8	<p>計画全体を通じて(高齢者福祉計画、まちづくりの推進について)</p> <p>第6次総合計画と本計画が令和3年度から同時にスタートすることは絶好のタイミングだと思います。それぞれの計画で高い目標が掲げられています。目標の達成、計画の推進に当たっては政策秘書課、長寿いきがい課が事務局だからということにならないよう、職員一丸で取り組んでいく体制をぜひ構築してください。どうすれば達成できるかを考え、そして市民、各種団体、企業に働きかけて本市のまちづくり、高齢者福祉が進展することを期待します。</p>	<p>職員が一丸となって様々な施策に取り組んでいけるよう、職員間や担当間でのコミュニケーションを充実させる等して、風通しの良い組織づくりに努めます。</p>
9	<p>計画全体を通じて</p> <p>電動車イスについて、リムを滑らない樹脂製に変えてほしい。途中で電池が切れてしまった場合、帰ってこられない。</p> <p>これからたくさんの方が使うので、行政による監視を厳しくしてほしい。</p>	<p>樹脂製とアルミ製、それぞれに長所や短所があるようですので、利用される方のニーズに合わせた製品を提供できるよう、事業所やケアマネージャーに周知を図ります。</p> <p>また、今後必要となる用品についても研究してまいります。</p>



6 介護保険サービスの説明

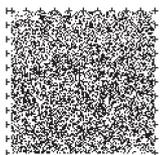
介護サービス（居宅サービス）[要介護1～5]

サービス名等	内 容
訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、食事、排泄、入浴などの身体介護や住居の掃除、洗濯などの生活援助を行います。通院を目的とした乗降介助も利用できます。
訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護	疾患を抱えている方について、看護師などが訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などリハビリの専門家が訪問し、心身機能の維持、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方や食事など療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターで、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行います。(送迎含む。)
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や心身機能の維持、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを日帰りで行います。(送迎含む。)
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、排泄、入浴などの身体介護や機能訓練を受けます。
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで、心身機能の維持や機能訓練、医師の診療を受けます。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるために、必要な福祉用具を貸与します。
特定福祉用具購入費	日常生活の自立を助けるために、必要な福祉用具を購入することができます。
住宅改修費	日常生活の自立を助けるために、生活環境を整えるための小規模な住宅改修をすることができます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居して、食事、排泄、入浴などの日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



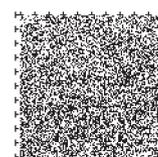
介護予防サービス [要支援1・2]

サービス名等	内 容
介護予防訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行います。
介護予防訪問看護	看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などリハビリの専門家が訪問し、利用者が自宅で行えるリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、介護予防を目的とした薬の飲み方や食事など療養上の管理や指導を行います。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで行います。（送迎含む。）
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴などの日常生活の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるため、福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与します。
特定介護予防福祉用具購入費	日常生活の自立を助けるため、介護予防に必要な福祉用具を購入することができます。
介護予防住宅改修	日常生活の自立を助けるため、介護予防に必要な生活環境を整えるための小規模な住宅改修をすることができます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居して、食事、排泄、入浴などの日常生活の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



地域密着型サービス

サービス名等	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	介護職員と看護師が一体又は密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。 (要支援1・2の方は利用できません。)
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時など通報によりヘルパーが訪問する随時対応の訪問介護です。 (要支援1・2の方は利用できません。)
地域密着型通所介護	日中、利用定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活の支援や生活機能訓練などを日帰りで行います。 (送迎含む。要支援1・2の方は利用できません。)
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。 (食費、日常生活費が別途負担となります。)
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、利用者の選択に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスです。 (宿泊費、食費、日常生活費が別途負担となります。)
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が共同生活する住宅でスタッフの介護を受けながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。 (要支援1の方は利用できません。居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。)
地域密着型特定施設入居者生活 介護	入居定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。 (要支援1・2の方は利用できません。居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。)
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	定員が29人以下の介護老人福祉施設で、日常生活において常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所する施設です。 食事、排泄、入浴などの身体介護や機能訓練、療養上の世話などを受けることができます。 (新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方です。居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。)
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	利用者の状況に応じて、小規模な住宅型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設への「泊まり」を組み合わせるサービスです。 (要支援1・2の方は利用できません。宿泊費、食費、日常生活費が別途負担となります。)

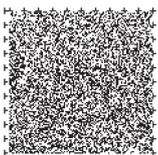


施設サービス

サービス名等	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活において常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所する施設です。食事、排泄、入浴などの身体介護や機能訓練、療養上の世話などを受けることができます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定しており、医学的管理のもとで看護及び介護、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを受けることができる施設です。また、在宅への復帰を支援します。
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。
介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療が終わり、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための施設です。医療、看護及び介護、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを受けることができます。

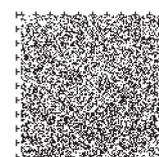
そ の 他

サービス名等	内 容
居宅介護支援	在宅の要介護認定者が居宅サービスなどを適切に利用できるように、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。
介護予防支援	要支援認定者が効果的に介護予防に取り組めるよう、介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するサービスです。

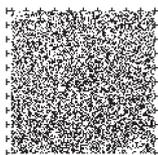


7 用語解説

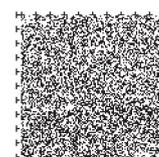
あ	
一般介護予防事業	介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的・効率的な介護予防に資する事業です。
か	
介護給付	要介護1～5の対象者に実施される給付のことです。要支援1・2の対象者に実施される給付は予防給付です。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等からの相談に応じて、その希望や心身の状況に応じた適切なサービスが受けられるように、居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整を行います。要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門知識や技術を持つ者として、都道府県知事から介護支援専門員証の交付を受けています。
介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険制度に位置付けられた地域支援事業の一つであり、要支援者及び事業対象者の多様なニーズに、利用者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する事業で、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等があります。
基本チェックリスト	日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するため、厚生労働省が作成した生活機能の評価項目等25項目からなる質問票です。
ケアマネジメント	利用者や家族の希望を尊重しながら、保健・医療・福祉など地域の様々な社会資源を連絡・調整することにより、一人一人の生活に必要なサービスを適切かつ効率的に提供するための手法です。介護保険制度においては、介護支援専門員が要介護者に対するケアマネジメントを担い、地域包括支援センターの職員が要支援者に対する介護予防ケアマネジメントを担います。
権利擁護	自分の権利や援助のニーズを自ら主張できない者に代わって、そのニーズや権利を主張し、権利を行使できるように支援を行います。



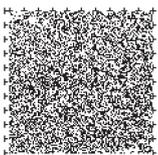
後期高齢者	65歳以上の高齢者のうち、75歳以上の高齢者のことを言います。なお、65歳以上75歳未満の高齢者は「前期高齢者」と言います。
高齢者虐待	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」における定義では、①身体的虐待（暴行）、②養護を著しく怠ること、③心理的虐待（心理的外傷を与える言動等）、④性的な虐待、⑤経済的虐待とされています。
さ	
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防の担い手の発掘・育成や、担い手と支援を必要とする方とのマッチング等の役割を担います。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。成年後見開始の審判請求を行う親族がいない場合、当該親族が申立てを拒否している場合等については、親族に代わって市長が家庭裁判所に申立手続を行います。
前期高齢者	65歳以上の高齢者のうち、65歳以上75歳未満の高齢者のことを言います。なお、75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と言います。
た	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の住民のことを言います。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことを言います。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（1947年から1949年頃）に生まれ、日本の高度成長期と共に育った世代とされています。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブーム期（1971年から1974年頃）に生まれ、団塊の世代の子どもにあたる世代とされています。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割り、支え手や受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことを言います。



地域支援事業	65歳以上の方を対象に、要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、介護予防に関する事業等を内容とします。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を言います。
地域包括支援センター	地域支援事業の中核を担う施設で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されます。包括的支援事業を実施するとともに、要支援1・2の予防給付のケアプラン作成業務を担います。
な	
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下した状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されています。
認知症ケアパス	認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、その家族が安心できるよう、認知症の状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、適切なサービス適用の流れを提示するものです。
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職それぞれ1名以上、認知症専門医1名の計3名以上の専門職で編成され、受診等に係る支援が必要な方に対して家庭訪問を行い、症状を把握しながら家族等への支援を行います。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合を言います。
は	
バリアフリー	誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、制度上の障壁等を取り除くことを言います。
ボランティア	ボランティアについて明確な定義はありませんが、一般的に、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為を指してボランティアとされています。



や	
要介護認定	介護保険制度において、介護保険サービスによる支援が必要かを判断するため、利用者が要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）です。保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されますが、要介護認定の結果は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められています。要介護認定においては、心身の状態によって、軽い方から要支援1・2、要介護1～5の区分が設定されています。なお、要介護度に応じて保険適用の居宅サービスの利用上限が異なり、また、要支援の場合、一部保険適用にならないサービスがあります。
予防給付	要支援1・2の対象者に実施される給付です。
ら	
リハビリテーション	心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、高齢者や障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいいます。

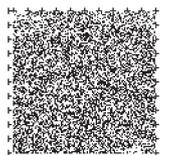


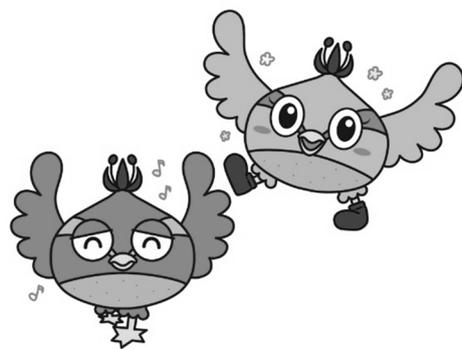
第8期
日高市高齢者福祉計画
介護保険事業計画

令和3年3月

発行 / 日高市

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
電話 042-989-2111(代)
URL <http://www.city.hidaka.lg.jp/>





日高市マスコットキャラクター
「くりっかー・くりっぴー」